

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教育実践高度化専攻

【 教職大学院 】

目 次

設置計画履行状況報告書・補足説明資料

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教育実践高度化専攻

【 教職大学院 】

国立大学法人 兵庫教育大学
平成20年4月1日現在

作成担当者

担当部局（課）名 総務部企画課

職名・氏名 主査 菅 脇 浩 和

電話番号 0795-44-2156

（夜間） 0795-44-2156

F A X 0795-44-2009

e-mail office-kyosyoku@hyogo-u.ac.jp

設置計画履行状況報告書・補足説明資料

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教育実践高度化専攻

【教職大学院】

目 次

① 設置の趣旨及び必要性	1
② 教育課程の編成の考え方及び特色	2
③ 履修指導の方法（入学から修了までどのように教育するのか）	5
④ 入学者選抜の概要	8
⑤ 各施設，学生の自習室等の考え方	9
⑥ 取得できる免許状	10
⑦ 専ら夜間において教育を行う専攻の場合及び大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施する場合	11
⑧ 現職教員を対象とした教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合	11
⑨ 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合	12
⑩ 自己点検・評価	13
⑪ 情報提供	13
⑫ 教員の資質の維持向上の方策（FD活動を含む）	14
⑬ 管理運営の考え方	15
⑭ 連携協力校等との連携	16
⑮ 連携協力校等での実習	16
⑯ 教育委員会等と調整した連携協力内容	27
⑰ その他	30
添付資料一覧	31

① 設置の趣旨及び必要性

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 教育上の理念、目的</p> <p>①一定の教職経験を有する現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「スクールリーダー」の養成を行う。</p> <p>②学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者の中から、更により実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る「新人教員」の養成を行う。</p> <p>(b) どのような教員を養成するのか。</p> <p>教育上の理念、目的の基に、教員のライフステージにおけるキャリア発達の段階に即して、「学校経営リーダー養成」、「ミドルリーダー養成」及び「新人教員養成」の3つの養成段階を構想している。</p> <p>①「学校経営リーダー養成」は、「学校経営コース」において、将来の校長、教頭などの学校経営専門職や学校経営を支援する指導主事、管理主事などの教育行政専門職を養成する。</p> <p>②「ミドルリーダー養成」は、主に「授業実践リーダーコース」と「心の教育実践コース」において、学校現場で指導的役割を果たすメンター教員、学校の授業実践改革で中心的な役割を果たす教員、学校で道徳教育や生徒指導などの「心の教育」を推進できる実践力のある教員及び「心の教育実践プログラム」の開発と実践指導に中心的役割を果たす教員を養成する。</p> <p>③「新人教員養成」は、「小学校教員養成特別コース」、「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」において、新しい学校づくりの担い手となる新人教員を養成する。</p> <p>〔各コース別の人材養成の目的〕</p> <p>①学校経営コース 本コースは、学校現場での一定の教職経験を有する現職教員（学校等リーダー層）を受け入れ、カリキュラムの内容を特化し、学校を自律的に運営できる高度な専門性を育成することによって、特色ある学校づくりを進める指導力を備えた学校経営専門職の養成及びこれを支援する指導力を備えた教育行政専門職の養成を行う。</p> <p>②授業実践リーダーコース 本コースは、授業実践指導者養成分野と授業実践開発研究分野から構成され、現職教員と学部新卒学生及び社会人経験者を受け入れ、優れた教育実践力を備え、学校教育の抱える複雑かつ多様な諸課題解決に向けてリーダーシップを発揮し、積極的に実践改革に取り組める教員を養成する。</p> <p>③心の教育実践コース 本コースは、現職教員及び指導主事と学部新卒学生（免許状を持つ社会人を含む。）を受け入れ、道徳教育、進路指導、生徒指導・教育相談及び学級経営など、学校においていわゆる「教科外教育」として位置づけられている分野の教育活動、学校・家庭・地域の連携のもとに展開されている地域教育活動、更には学校や地域による家庭教育への支援活動を包括して、「心の教育」という21世紀の教育の中心課題にすべての教員が効果的に取り組むことができる実践的力を形成するとともに、学校や教育行政の中で「心の教育実践プログラム」の開発・実践指導において、リーダーシップを発揮する「心の教育スペシャリスト」の育成を行う。</p> <p>④小学校教員養成特別コース 本コースは、教員養成学部以外の卒業生や教員免許状を取得しないまま卒業した社会経験豊かな者等に対して、それまでの経験を活かし、本学学校教育学部の開講科目から小学校教員専修免許状取得に必要な単位を修得させるとともに、大学院において、深い子ども理解に支えられた「学級づくり」と「授業づくり」等に対応できるような実践的な授業科目を修得させる。これにより、個に応じた課題への対応、地域や保護者との連携など学校現場における即戦力として活躍できる高度な実践力と展開力を持ち、新しい学校づくりの担い手となり得る新人の小学校教員を養成する。</p>	<p>○中央教育審議会の答申を踏まえ、また教員のライフステージにおけるキャリア発達に即して、認可時の計画どおり履行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職大学院案内（添付資料1 頁5参照） ・教職大学院リーフレット（添付資料2） ・学生募集要項（2008）（添付資料3） ・兵庫教育大学教職大学院ウェブサイト (http://www.office.hyogo-u.ac.jp/pro/koho/doc/setti20.html)

② 教育課程の編成の考え方及び特色

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 教育課程編成の考え方</p> <p>教育課程編成上の基本方針</p> <p>①教員に求められる高度な専門性の育成を目指す ②科目における理論と実践の融合を実現させる ③確かな「授業力」と豊かな「人間力」を育成する ④学校現場やデマンドサイドとの連携を重視する ⑤現職教員への配慮</p> <p>本学の教職大学院の教育課程は、上記の基本方針に基づき、大きく分けて、学生が共通に履修する「共通基礎科目」と、各コースや専攻分野の「専門科目」、「実習科目」から構成する。</p> <p>(b) 教育課程編成の特色</p> <p>①共通基礎科目について 教職大学院の学生に共通して履修させる授業科目群として「共通基礎科目」を設置する。 これらの「共通基礎科目」は、学校現場における中核的・指導的役割を果たし得る教員として求められる基礎的な領域や内容で構成されており、本学が目指す高度な専門性と実践力を備えた教員を養成するための基礎的な力量の形成に必要不可欠なものであるため、学生に共通して履修させることとする。 なお、共通基礎科目の特色及び授業内容・方法の工夫は次のとおりである。</p> <p>(7)理論的内容と事例研究などの実践的内容を統合した科目を設定し、実践事例を通して分析の視点と実践の見識が身に付くようにそれぞれの科目に適した授業形態とする。</p> <p>(8)学生のキャリア発達の違いに対応し、現職教員向けと学部卒業者等向けの内容を用意する。</p> <p>(9)学校現場における中核的・指導的役割を果たし得る教員として必要な基礎的領域として、次のとおり2群6領域を設ける。 Ⅰ群：教員として必要とされる基礎的な次の5領域の授業科目で構成し、すべての学生に修得させるものとする。 「教育課程の編成・実施に関する領域」 「教科等の実践的な指導方法に関する領域」 「生徒指導、教育相談に関する領域」 「学級経営、学校経営に関する領域」 「学校教育と教員の在り方に関する領域」 Ⅱ群：上記Ⅰ群の他、学校現場からの必要性や教員として幅を持たせるため、その他の領域として3つの授業科目で構成し、学生に必要なに応じて履修させるものとする。 「その他の領域（人間の成長と教育、特別支援教育、情報教育）」</p> <p>(10)少人数のグループ編成によるシミュレーション、グループ・ディスカッション、ロールプレーイングなどの授業形態を取り入れた教育を行う。</p> <p>②専門科目について コース別専門科目は、具体的な事例に関する知識を、基礎理論を基に構造的、かつ体系的に捉えることのできる資質・能力を通じて、学校現場の諸課題に取り組むことのできる実践研究力の育成を主なねらいとしている。そのため、科目設定にあたっては、各専攻・コースの特色や指導目標に沿って、各学生の関心領域に応じた科目や、学校現場における今日的課題を設定し、その解決の研究に必要な、学問分野の枠を越えた科目を設定するよう工夫した。 また、専門科目は共通基礎科目で履修した内容を基に、コースの人材養成の目的に応じた科目を設定し、共通基礎科目との関連性を持たせながら、その内容を更に深化させたものとする。</p> <p>③実習科目について 教職大学院の実習科目は、学部段階における教育実習を更に充実・発展させ、実践的指導力の強化を図るために10単位以上の「学校等における実習」を行うこととなっている。学部段階での教育実習は、どちらかといえば授業実習に偏りがちで、むしろ学校の教育活動全体について総合的に体験し、考察する機会が必要である。そうした理由から、教職大学院の「学校等における実習」では、学部段階における教育実習で得た基礎的な理解の上に、ある程度長期にわたり、教科指導や生徒指導、学級運営等を経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことができる資質・能力を培うことをねらいとしている。</p> <p>(c) コース（分野）別選択科目の設定における考え方、及び共通科目（基礎科目）との内容上の関連性・体系性</p> <p>「共通基礎科目」は、学校現場における中核的・指導的役割を果たし得る教員として求められる基礎的な領域や内容で構成されており、本学が目指す高度な専門性と実践力を備えた教員を養成するための基礎的な力量の形成に必要不可欠なものであるため、学生に共通して履修させることとする。 「専門科目」は、共通基礎科目で履修した内容を基に、コースの人材養成の目的に応じた科目を設定し、共通基礎科目との関連性を持たせながら、その内容を更に深化させたものとする。</p>	<p>○認可時の計画どおりカリキュラムを履行。</p> <p>・ 授業科目の概要（添付資料4）</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・ 各コース毎の共通基礎科目と関連する専門科目は、以下のとおりである。</p> <p>○学校経営コース</p> <p>①【教育課程の編成・実施に関する領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通基礎科目：特色あるカリキュラムづくりの理論と実際 ・ 専門科目：開かれた学校づくりの事例と実践演習 カリキュラムの開発と学校の特色づくり <p>②【教科等の実践的な指導方法に関する領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通基礎科目：授業の指導計画と教材研究の演習 ・ 専門科目：学校改善のための教育調査法 ・ 共通基礎科目：授業における評価の基準作成理論と学力評価法 ・ 専門科目：学校改善のための教育調査法

認可時の計画	履 行 状 況
	<p>③〔生徒指導，教育相談に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：児童生徒の問題行動に関する事例研究 専門科目：教育法規の理論と実務演習 学校危機管理の理論と事例演習 <p>④〔学級経営，学校経営に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：教員のための学校組織マネジメントの実践演習 専門科目：教育行財政の制度と運用 教育施策の立案と評価 教育法規の理論と実務演習 学校組織マネジメントと学校評価 教職員職能開発と研修プログラムの開発 開かれた学校づくりの事例と実践演習 学校危機管理の理論と事例演習 学校改善のための教育調査法 学校改善プラン・教育行政改善プランの開発 ・共通基礎科目：児童生徒を活かす学級経営の実践演習 専門科目：教職員職能開発と研修プログラムの開発 学校危機管理の理論と事例演習 <p>⑤〔学校教育と教員の在り方に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：教員の社会的役割と自己啓発 専門科目：教職員職能開発と研修プログラムの開発 学校危機管理の理論と事例演習 ・共通基礎科目：教員のための人権教育の理論と方法 専門科目：学校危機管理の理論と事例演習 <p>○授業実践リーダーコース 以下の共通科目は、「メンタリングの理論と実践」を除く，全てのコース専門科目に関連する。</p> <p>①〔教育課程の編成・実施に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：特色あるカリキュラムづくりの理論と実際 <p>②〔教科等の実践的な指導方法に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：授業の指導計画と教材研究の演習 ・共通基礎科目：授業での学習支援と指導法に関する事例分析 ・共通基礎科目：授業における評価の基準作成理論と学力評価法 <p>③〔生徒指導，教育相談に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：児童生徒の問題行動に関する事例研究 ・共通基礎科目：学校における心の教育の実践研究 <p>④〔学級経営，学校経営に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：教員のための学校組織マネジメントの実践演習 ・共通基礎科目：児童生徒を活かす学級経営の実践演習 <p>○心の教育実践コース</p> <p>②〔教科等の実践的な指導方法に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：授業での学習支援と指導法に関する事例分析 専門科目：道徳教育及び道徳授業の理論と実際 道徳授業の教材及び指導過程の実践開発 <p>③〔生徒指導，教育相談に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：児童生徒の問題行動に関する事例研究 専門科目：生徒指導のための協働的指導体制の事例研究 家庭教育支援の実際 地域教育活動プログラムの開発 心の教育総合研究 ・共通基礎科目：学校における心の教育の実践研究 専門科目：道徳教育及び道徳授業の理論と実際 道徳授業の教材及び指導過程の実践開発 キャリア教育実践プログラムの開発 教育相談の理論と技能開発 家庭教育支援の実際 地域教育活動プログラムの開発 心の教育総合研究 <p>④〔学級経営，学校経営に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：児童生徒を活かす学級経営の実践演習 専門科目：円滑な学級経営のための力量形成 人間関係に関わる諸問題への予防・介入策開発 <p>○小学校教員養成特別コース</p> <p>①〔教育課程の編成・実施に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：特色あるカリキュラムづくりの理論と実際 専門科目：学級づくりと教育的関係の構築 特別活動指導と自治的文化的活動の展開 教科の授業づくりと授業分析・評価 道徳教育諸理論と道徳の授業づくり 総合学習の創造過程と評価法 <p>②〔教科等の実践的な指導方法に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：授業の指導計画と教材研究の演習 専門科目：教科の授業づくりと授業分析・評価 道徳教育諸理論と道徳の授業づくり 総合学習の創造過程と評価法 教科の内容・指導法研究Ⅰ（国語科・音楽科） 教科の内容・指導法研究Ⅱ（算数科・図工科） 教科の内容・指導法研究Ⅲ（社会科・家庭科） 教科の内容・指導法研究Ⅳ（理科・体育科） 教科の内容・指導法研究Ⅴ（生活科・総合学習・英語）

認可時の計画	履行状況												
	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：授業での学習支援と指導法に関する事例分析 専門科目：教科の授業づくりと授業分析・評価 道徳教育諸理論と道徳の授業づくり 総合学習の創造過程と評価法 教科の内容・指導法研究Ⅰ（国語科・音楽科） 教科の内容・指導法研究Ⅱ（算数科・図工科） 教科の内容・指導法研究Ⅲ（社会科・家庭科） 教科の内容・指導法研究Ⅳ（理科・体育科） 教科の内容・指導法研究Ⅴ（生活科・総合学習・英語） ・共通基礎科目：授業における評価の基準作成理論と学力評価法 専門科目：教科の授業づくりと授業分析・評価 道徳教育諸理論と道徳の授業づくり 総合学習の創造過程と評価法 教科の内容・指導法研究Ⅰ（国語科・音楽科） 教科の内容・指導法研究Ⅱ（算数科・図工科） 教科の内容・指導法研究Ⅲ（社会科・家庭科） 教科の内容・指導法研究Ⅳ（理科・体育科） 教科の内容・指導法研究Ⅴ（生活科・総合学習・英語） <p>③〔生徒指導，教育相談に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：児童生徒の問題行動に関する事例研究 専門科目：生徒指導とキャリア教育の実践 障害のある児童への指導と支援方法 ・共通基礎科目：学校における心の教育の実践研究 専門科目：道徳教育諸理論と道徳の授業づくり 生徒指導とキャリア教育の実践 障害のある児童への指導と支援方法 <p>④〔学級経営，学校経営に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：教員のための学校組織マネジメントの実践演習 専門科目：学級づくりと教育的関係の構築 特別活動指導と自治的文化的活動の展開 ・共通基礎科目：児童生徒を活かす学級経営の実践演習 専門科目：学級づくりと教育的関係の構築 特別活動指導と自治的文化的活動の展開 <p>⑤〔学校教育と教員の在り方に関する領域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎科目：教員の社会的役割と自己啓発 専門科目：教育実地基礎研究Ⅰ（レポート作成法の研究） 教育実地基礎研究Ⅱ（教育実践研究法の研究） 教育実践研究（アクション・リサーチ） 												
<p>(d) 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数(1クラスの人数)及び授業方法</p> <p>共通基礎科目については、現職教員学生(A)と現職教員以外の学生(B)の2クラスに編成して開設する。(1クラス50名程度) 専門科目は、各コースごとに開設する。(各コースの入学定員20~30人程度)</p> <p>①共通基礎科目は、全ての授業科目について学生のキャリア発達の違いに対応し、現職教員向けと学部卒業生等向けの内容を用意し、より教育効果が上がることをめざす。また、グループディスカッションや学生相互が多様な事例研究ができるような少人数教育を導入する。</p> <p>②専門科目については、実習科目との関連を重視した取組とし、教科・領域の理論面を中心とするいわゆるアカデミック担当教員、指導法等を中心とする実務家教員を基本とし、更に学校教育の現場からの実践事例の報告や提案をしてもらう教育現場教員(非常勤講師)の三者がチームティーチング方式で授業を進めることとする。このため、授業形態としては、事例研究、ワークショップ、ロールプレイング等授業がより実践的で学生にとってより有効的な方法であるものを選択して進めることとする。</p> <p>③実習科目の具体的実習指導方法は、1人の実習生に対し次の3人の指導担当者(ア)メンター(実習校の指導教員)(イ)スーパーバイザー(大学の実務家教員)(ウ)アカデミックアドバイザー(大学のコース担当教員)を配置し、それぞれの立場からきめ細かな指導を行うこととする。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <table border="0"> <tr> <td>入学者</td> <td>85名(現職教員学生36名, 現職教員以外の学生49名)</td> </tr> <tr> <td>〔内訳〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校経営コース</td> <td>12名(現職教員学生12名, 現職教員以外の学生1名)</td> </tr> <tr> <td>授業実践リーダーコース</td> <td>21名(現職教員学生16名, 現職教員以外の学生5名)</td> </tr> <tr> <td>心の教育実践コース</td> <td>14名(現職教員学生8名, 現職教員以外の学生6名)</td> </tr> <tr> <td>小学校教員養成特別コース</td> <td>38名(現職教員学生1名, 現職教員以外の学生37名)</td> </tr> </table> <p>※学校経営コースの学生募集は、現職教員以外の学生は対象外。 小学校教員養成特別コースの学生募集は、現職教員学生は対象外。</p>	入学者	85名(現職教員学生36名, 現職教員以外の学生49名)	〔内訳〕		学校経営コース	12名(現職教員学生12名, 現職教員以外の学生1名)	授業実践リーダーコース	21名(現職教員学生16名, 現職教員以外の学生5名)	心の教育実践コース	14名(現職教員学生8名, 現職教員以外の学生6名)	小学校教員養成特別コース	38名(現職教員学生1名, 現職教員以外の学生37名)
入学者	85名(現職教員学生36名, 現職教員以外の学生49名)												
〔内訳〕													
学校経営コース	12名(現職教員学生12名, 現職教員以外の学生1名)												
授業実践リーダーコース	21名(現職教員学生16名, 現職教員以外の学生5名)												
心の教育実践コース	14名(現職教員学生8名, 現職教員以外の学生6名)												
小学校教員養成特別コース	38名(現職教員学生1名, 現職教員以外の学生37名)												
<p>(e) 本キャンパス以外で授業を行う科目</p> <p>〔学校経営コース〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営専門職インターシップ ・教育行政専門職インターシップ <p>〔授業実践リーダーコース〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタリング実習 ・教育実践研究開発プロジェクト実習 ・教育実践改善研究実習 <p>〔心の教育実践コース〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育実地研究Ⅰ(学校における「心の教育」の実践) ・心の教育実地研究Ⅱ(アクション・リサーチ) ・心の教育実地研究Ⅲ(ケースカンファレンス) <p>〔小学校教員養成特別コース〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地研究Ⅰ(基本実習) ・実地研究Ⅱ(発展実習) ・実地研究リフレクションセミナー ・インターシップ 	<p>○20年度開講科目(1年次対象)</p> <p>〔授業実践リーダーコース〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタリング実習 6月及び10~11月にそれぞれ1週間(集中30時間)実施/附属小学校, 中学校及び教育研修所 〔心の教育実践コース〕 ・心の教育実地研究Ⅰ(学校における「心の教育」の実践) 5月に事前学習として半日実習(4時間)を2回実施。9月上旬に2週間(集中80時間)及び10~12月の間に実習校と協議して毎週1回(4時間)を7回実施し、最後に大学で成果発表会(4時間)を実施する。/連携協力校 <p>○神戸サテライトで行う授業科目については、本説明資料の「⑥現職教員を対象とした教育の一部を本校以外の場所(サテライトキャンパス)実施する場合」を参照。</p>												

③ 履修指導の方法（入学から修了までどのように教育するのか）

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 標準修了年限 2年（但し、小学校教員養成特別コースについては長期在学制度を活用した3年）</p> <p>(b) 修了要件</p> <p>(f) 学校経営コース 学校経営コースの修了要件は、本コースに2年以上在学し、共通基礎科目から20単位以上、専門科目から10単位、実習科目から10単位の合計50単位以上を修得することとする。</p> <p>(g) 授業実践リーダーコース 授業実践リーダーコースの修了要件は、本コースに2年以上（長期履修学生にあっては、3年以上）在学し、共通基礎科目20単位以上、専門科目20単位以上、実習科目10単位の合計50単位以上を修得することとする。</p> <p>(h) 心の教育実践コース 心の教育実践コースの修了要件は、本コースに2年以上（長期履修学生にあっては、3年以上）在学し、共通基礎科目20単位以上、専門科目20単位、実習科目10単位の合計50単位以上を修得することとする。</p> <p>(i) 小学校教員養成特別コース 小学校教員養成特別コースの修了要件は、本コースに3年以上在学し、共通基礎科目20単位以上、専門科目16単位以上、実習科目14単位以上の合計50単位以上を修得することとする。 なお、上記のほか、小学校教員1種免許状の取得のため、本学学部の授業を69単位（中・高免許状取得者51単位）の取得が必要である。</p> <p>(c) 進級要件、履修科目の登録の上限 学生が1年間に履修科目として登録することの単位数の上限を「40単位」と定めるところとする。（ただし、小学校教員養成特別コースの学生が履修する学部の授業科目の単位数は、上限単位数の40単位には含まないこととする。） なお、進級要件は定めていない。</p> <p>(d) 成績評価方法・基準 各授業科目の授業計画の「成績評価の方法と採点基準」欄に記載する。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 ○平成20年度開設のため、進級者はなし。</p> <p>・兵庫教育大学学則（抜粋） （標準修業年限） 第60条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、第67条の規定により長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限は3年とする。 2 専門職学位課程に、教育上の必要により修業年限が2年を超える専攻のコース（以下「長期在学のコース」という。）を置き、その標準修業年限は、前項本文の規定にかかわらず3年とする。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋） （修了に必要な単位数等） 第5条 学校教育研究科の修了に必要な単位数は、学校教育学専攻、特別支援教育学専攻及び教科・領域教育学専攻については別表第6（添付略）、教育実践高度化専攻については別表第7（添付資料5）のとおりとする。 2 学則第68条第3項の規定による教職経験を有する者に係る実習により修得する単位の免除の方法等について必要な事項は、別に定める。 第5条の2 前条に規定するもののほか、教育実践高度化専攻小学校教員養成特別コースに所属する学生が修了するためには、小学校教員専修免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければならない。</p> <p>・大学設置・学校法人審議会の審議の結果に係る留意事項の「学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間に登録できる単位数について、単位の実質化の観点から再検討し改善すること」に基づき、単位の実質化をより一層図るため、学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限を「40単位」から「36単位」へ引き下げた。</p> <p>・兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋） （履修の登録） 第7条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い履修登録を行わなければならない。 第7条の2 教育実践高度化専攻に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、36単位とする。</p> <p>・各学生へは、授業計画を配付して提示、また、初回の授業時に説明。 ・各授業科目の成績評価基準の内容については、添付資料6の「教育実践高度化専攻授業計画（シラバス）」の「成績評価の方法と採点基準」欄を参照 ・再試験は原則行わない。</p> <p>・兵庫教育大学学則（抜粋） （成績評価基準等の明示等） 第62条の2 （略） 2 専門職学位課程においては、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 3 （略） 4 専門職学位課程においては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>・兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋） （定期試験） 第8条 定期試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。 2 教育上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず定期試験を学年末に行うことができる。 3 定期試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。 （再試験、追試験） 第9条 定期試験の再試験又は追試験は行わない。ただし、天災地変、その他特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て再試験又は追試験を行うことができる。 （不正行為） 第10条 前2条に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、その者の当該授業科目に係る成績を不合格とする。 （成績の評語） 第11条 成績の評語は、S（90点以上100点以下）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）及びF（60点未満）とする。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>(e) 1年コースや長期コースを設定する場合の方策</p> <p>「小学校教員養成特別コース」は、学部段階で取得する小学校教員免許状を持っていない学生を受け入れ、3年制の長期在学制度を活用して、免許を取得するための学部教育と教職大学院の教育を行うこととしている。</p> <p>(f) 現職教員に対する実習免除の基準等</p> <p>・実施の有無 有</p> <p>・実習を免除する現職教員学生の教職経験を設定した考え方、教職経験と実習により修得させようとする内容との相関性</p> <p>本学においては、「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」の昼間クラスには現職教員と現職教員以外の学生を受け入れることとしているが、教職経験の有無により実習内容の理解度や修得状況も異なることから、3年以上の教職経験を有する者については一部の実習科目について免除制度を適用することとしている。</p> <p>また夜間クラスでは、「心の教育実践コース」の一部の実習科目（心の教育実践研究Ⅲ（ケースカンファレンス））は夏季休暇等を利用して実習を行うこととしているが、それ以外の実習科目は免除制度を適用することとしている。このことは、昼間に学校に勤務し夜間に教職大学院で学ぼうとする意欲のある現職教員を受け入れるためのものである。</p> <p>・「免除のプロセス」、「教職経験の評価方法、評価体制」、「実習免除の基準」</p> <p>本学では、以下のとおり昼・夜クラス別に実習免除をする場合の手続を定め、この手続に沿った運用を行うこととする。</p> <p>実習免除の手続きにより、免除するか否かについては、各実習科目ごとに実習の開始前に学生にレポート等を提出させ判断することとなっている。この場合、昼間クラスの学生は、免除ができないと判断された場合は、免除の対象とならないストレート学生と同様の実習を行うこととなる。また、夜間クラスの学生で免除できないと判断された場合は、各コースで実習内容に沿った独自のプログラムを用意して実習を行うこととなる。</p> <p>なお、これらの取扱いは、入学試験の実施前に受験生に対して十分な周知を行うこととする。</p>	<p>・「小学校教員養成特別コース」（3年の長期在学コース）については、本学学校教育学部で小学校教員1種免許状の所用資格を得るための単位を修得する必要があるため、入学時にコース教員及び教育支援課職員が学部で修得する科目についても、履修方法の説明・相談を実施。また、各個人ごとに免許状の所持状況や出身大学の学部での教職課程の履修状況を把握するために個人カルテを作成。</p> <p>・中学・高校等の教員免許所持者と全く免許状を持っていない者に分けて、学部で修得する科目の履修モデルを作成している。また、学生が適切な履修計画を立てられるよう教職員が指導している。</p> <p>・小学校教員養成特別コース学生は、1年次及び2年次の前期で教員免許取得に必要な授業を学部で履修し、2年次に学部の教育実習と教職大学院の实地研究の履修を終えてから3年次において共通基礎科目（20単位）を履修することとしている。（認可時の計画どおり）</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・「兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修学指導体制に関する規則」及び「専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する申合せ」を制定した。</p> <p>・兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋） 第5条（略） 2 学則第68条第3項の規定による教職経験を有する者に係る実習により修得する単位の免除の方法等について必要な事項は、別に定める。</p> <p>・専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する申合せ（添付資料7）</p> <p>【授業実践リーダーコース】</p> <p>○メンタリング実習 附属学校における実習においては、学部学生の実習を担当できる能力や資質の育成を目指し、また、教育研修所における実習においては、研修講座を企画・立案できる能力や資質の育成を目指しており、現場経験を豊富にもった現職教員には、すでにこれらの力量は身につけていると考えられる。よって、免除の対象とするものである。</p> <p>○教育実践研究開発プロジェクト実習（夜間クラスのみ免除） この実習では、授業開発の力量や各学校における研究推進の力量を形成することを目指しており、現場経験を豊富にもった現職教員には、すでにこれらの力量は身につけていると考えられる。よって、免除の対象とするものである。</p> <p>○教育実践改善研究実習 この実習では、授業開発の力量とともに個人の研究テーマを追究し、研究成果をまとめる力量を形成することを目指しており、現場経験を豊富にもった現職教員には、すでにこれらの力量は身につけていると考えられる。よって、免除の対象とするものである。</p> <p>【心の教育実践コース】</p> <p>○心の教育実践研究Ⅰ 心の教育実践研究Ⅰは、学校における心の教育の現状と課題を把握することをねらいとしており、昼夜間の現職教員においては、すでに現任校等においてこれに取り組んでおり、現状と課題については、すでに把握しているものと推察される。しかし、個人差があるとも思われるので、学校における心の教育の全体を鳥瞰できる十分な期間と見なされる教職経験3年以上の者についてはレポートによって現状と課題について把握の基礎的レベルを確認することとしている。</p> <p>○心の教育実践研究Ⅱ 夜間開講クラスの心の教育実践研究Ⅱにおいては、当該院生は在学しながら学校現場において心の教育に取り組んでおり、大学院において作成する心の教育実践プログラムは自らの勤務としての日常の実践のなかで、その意義と課題について確認することが可能である。よって、2年次の4月に提出する研究計画によって、その可否を判断し、実質的には大学院における心の教育実践プログラムの作成をもってこれに代えることができるものとしている。</p> <p>・「教職大学院授業実践リーダーコースの実習科目を免除するために大学が設定する課題等」参照（添付資料8）</p> <p>・「教職大学院心の教育実践コースの実習科目を免除するために大学が設定する課題等」参照（添付資料9）</p>

認可時の計画

履行状況

実習科目の免除について

区分	授業科目	免除可否	免除の手続き
授業実践リーダーコース	メンタリング実習 (2単位)	昼 免除可能	1年次の最初に、教育実習生担当時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。同様に、教育研修所等の研修講座実施時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。
		夜 免除可能	1年次の最初に、教育実習生担当時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。同様に、教育研修所等の研修講座実施時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。
	教育実践研究開発プロジェクト実習 (4単位)	昼 実施	—
		夜 免除可能	1年次末に、1年次に履修した専門科目「教育実践課題解決研究」において開発した課題別グループの授業モデルを助産校で実践し、その成果をレポートとして提出させ、授業開発の力量を確認し、免除を判断する。免除する場合、その研究計画が助産校において適切かつ効果的に行われるよう、各専門科目の授業において適切に指導を行う。
	教育実践改善研究実習 (4単位)	昼 免除可能	1年次末に、1年次に履修した専門科目「教育実践課題解決研究」において開発した個人の授業モデルの成果をレポートとして提出させ、授業開発の力量を確認し、免除を判断する。免除する場合、開発した授業モデルに関連する各専門科目の授業において授業モデルの発表を行うなど適切な指導を行う。
		夜 免除可能	1年次末に、1年次に履修した専門科目「教育実践課題解決研究」において開発した個人の授業モデルを助産校で実践し、その成果をレポートとして提出させ、授業開発の力量を確認し、免除を判断する。免除する場合、その研究計画が助産校において適切かつ効果的に行われるよう、各専門科目の授業において適切に指導を行う。
心の教育実践コース	心の教育実地研究Ⅰ (学校における「心の教育」の実際) (4単位)	昼 免除可能	学校現場での心の教育の実際についてレポートを提出させ、学校現場の取組についての認識と理解の状況を確認し、免除を判断する。
		夜 免除可能	学校現場での心の教育の実際についてレポートを提出させ、学校現場の取組についての認識と理解の状況を確認し、免除を判断する。
	心の教育実地研究Ⅱ (アクション・リサーチ) (4単位)	昼 実施	—
		夜 免除可能	実習に代わる研究計画を4月に提出させ、その有効性を確認し免除を判断する。免除する場合、その研究計画が助産校において適切かつ効果的に行われるよう、各専門科目の授業において適切に指導を行う。
	心の教育実地研究Ⅲ (ケースカンファレンス) (2単位)	昼 実施	—
		夜 実施	—

免除のために提出させる書類

各実習科目毎に設定した課題に対するレポート

免除の判定方法及び判定する組織・体制

認可申請書には記載なし

入学希望者や学生に対する周知内容、周知方法

入学試験の実施前に受験生に対して十分な周知を行うこととする。

免除の実績

(g) 全部(10単位)免除の基準等

実施状況

実習により修得させようとする内容との相関性

教職経験の評価方法、評価体制

実習免除の基準

実践的なリーダー教員養成上の効果

学修の成果に係る評価などについて検証する組織・体制

検証状況

・申請者(学生)から提出された実習を免除する力量を有すると評価できる資料(学部の教育実習の指導資料、教育研究所等における発表資料、教育研究論文等)を判定の補助資料として活用する。

・「実習科目免除申請書及び実習科目免除審査判定書」参照(添付資料10)。

・学生が免除を希望する各実習科目毎に設定した課題に対しレポート等を課し、教職大学院に設置した各コース会議、実習連絡調整委員会及び全学の教務委員会の議を経て学長が決定する。

・入学希望者に対しては、説明会等を活用して周知を図る。
・在学生に対しては、入学時のオリエンテーションでのアナウンスや履修案内に記載すること等で周知を図ることとしている。

・設置認可初年度につき、実績なし。

・夜間クラスの授業実践リーダーコースのみ実施予定。

・上記(f)参照。

・上記(f)参照。

・上記(f)参照。

・実習科目を免除することで、他の授業科目を履修することができ、学習の幅が広がることや自主学習の時間がより多く確保できる。

・授業改善・FD委員会及び企画・運営委員会でを行う。

・月1回程度行う。

④ 入学者選抜の概要

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 入学者選抜の概要(選抜方法、選抜体制等)</p> <p>・選抜方法</p> <p>①学校経営コース ○現職の教職員(「教育に関する職」にある者)の場合 a)本人のめざす学校指導職像(学校経営専門職像または教育行政専門職像)に関する小論文 b)小論文を資料とする口述試験</p> <p>○現職の教職員(「教育に関する職」以外の場合) a)本人のめざす学校指導職像(学校経営専門職像または教育行政専門職像)に関する小論文 b)学校指導職に必要な専門的知識・スキルを獲得するに足る学力及び小論文を資料とする口述試験</p> <p>②授業実践リーダーコース a)教職経験者:口述試験 b)上記以外の者:筆記試験(専攻科目試験, 教養試験), 口述試験</p> <p>③心の教育実践コース a)教職経験者:口述試験 b)上記以外の者:筆記試験(専攻科目試験, 教養試験), 口述試験</p> <p>④小学校教員養成特別コース 筆記試験(小論文, 教養試験), 口述試験</p> <p>・選抜体制 認可時には計画なし</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・学生募集要項(2008)(添付資料3) ・平成20年度兵庫教育大学大学院学校教育研究科入学者選抜の概要(添付資料11)</p> <p>・兵庫教育大学学校教育研究科入学試験委員会規程(設置)</p> <p>第1条 兵庫教育大学大学院学校教育研究科の入学者の選抜に関する事項を処理するため、大学院学校教育研究科教授会に兵庫教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長のうち学長が指名した者 1人 (2) 次のアからオまでの区分により、専攻から推薦された者 ア 学校教育学専攻の各コース及び教科・領域教育学専攻社会系コースに所属する教授、准教授、講師又は助教 各コース1人 イ 特別支援教育学専攻の心身障害又は特別支援教育コーディネーターのコースに所属する教授、准教授、講師又は助教 1人 ウ 教科・領域教育学専攻の言語系、自然系及び芸術系のコースに所属する教授、准教授、講師又は助教 各コース2人 エ 教科・領域教育学専攻生活・健康・総合内容系コースに所属する教授、准教授、講師又は助教 3人 オ 教育実践高度化専攻の各コースに所属する教授、准教授、講師又は助教 各コース1人 (3) その他学長が指名した者 2 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とし、同項第3号に規定する委員の任期は、指名に際し、学長が別に定める。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。 3 前項の規定による委員は、再任されることができる。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号に規定する副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を行す。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を企画立案し、及び実施する。 (1) 入学者選抜試験の実施計画に関すること。 (2) 学生募集要項等の作成に関すること。 (3) 学力試験等の問題作成及び管理に関すること。 (4) 試験場の設定、監督その他入学者選抜試験の実施に関すること。 (5) 入学者選抜試験の採点及び合格者判定資料の作成に関すること。</p> <p>(議事)</p> <p>第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(代理出席)</p> <p>第5条の2 委員会は、第2条第1項第2号に規定する委員が事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、当該委員が所属するコースの教授、准教授、講師又は助教を代理者として出席させることができる。 2 前項の規定により代理者を出席させた場合は、当該代理者を委員とみなす。</p> <p>(実施委員等)</p> <p>第6条 第4条各号に定める事項を実施するため、委員会に次の各号に規定する委員を置く。 (1) 問題作成委員 (2) 採点委員 (3) 口述試験委員 (4) 実施委員 2 前項に規定する委員は、委員会の議を経て学長が指名する。 3 第1項第4号に規定する実施委員は、職務の分担を示して指名するものとする。</p> <p>(委員の追加)</p> <p>第7条 入学者選抜試験を実施するため必要と認めるときは、学長は、委員会の委員に事務局長を加えることができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、教育研究支援部入試課が処理する。</p> <p>(細則)</p> <p>第9条 委員長は、委員会の議を経て、この規程を実施するため必要な細則を定めることができる。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>(b) アドミッション・ポリシー</p> <p>①「学校経営コース」 将来の校長、教頭等の学校指導者層や教育委員会の指導主事等の教育行政職員を養成しようとする現職教員を受け入れる。</p> <p>②「授業実践リーダーコース」 優れた教育実践力を備え学校現場等においてリーダーシップを発揮し、教育の実践改革に取り組む「授業実践スペシャリスト」を養成するため、現職教員及びそれ以外で教員免許状の取得者等を受け入れる。</p> <p>③「心の教育実践コース」 心の教育に取り組むための実践的力を身に付け、学校現場での心の教育実践プログラムの開発・実施・評価にリーダーシップを発揮する「心の教育実践スペシャリスト教員」を養成するため、現職教員及びそれ以外で教員免許状の取得者等を受け入れる。</p> <p>④「小学校教員養成特別コース」 小学校の教員免許状は持っていないが、将来小学校で教職に就きたいと考えている大学卒業生や社会人等を受け入れる。</p> <p>(c) 現職教員受入れのための具体的方策</p> <p>①教育委員会の研修計画に基づく派遣制度の活用。 ②大学院修士休業制度の積極的な活用。 ③「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」については、神戸サテライトにおいて夜間に授業を実施し、昼間学校等に勤務しながら学ぶ現職教員を積極的に受け入れる。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 ・教職大学院案内（添付資料1，頁5参照）</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>

⑤ 各施設、学生の自習室等の考え方

認可時の計画	履行状況																					
<p>(a) 講義・演習室</p> <p>教職大学院の設置に伴い、本学の共通講義棟3階を専用の講義室として整備した。この講義室では、「共通基礎科目」、「専門科目」の授業を行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1008 494 1153"> <thead> <tr> <th>講義室番号</th> <th>面積</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>302</td> <td>98㎡</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>304</td> <td>98㎡</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>305</td> <td>44㎡</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>307</td> <td>44㎡</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>311 (IT対応)</td> <td>106㎡</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>312</td> <td>80㎡</td> <td>24人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 自習室</p> <p>教職大学院の院生研究室は14室設置しており、このうち各コースの院生研究室は12室、専攻全体の共用研究室は2室となっている。教職大学院の収容定員に見合った院生研究室は整備済である。</p> <p>(c) 図書（データベース含む）</p> <p>①本学図書館が現在所蔵している図書は330,649冊である（平成19年3月31日現在）。本学の設置目的は、大学院修士課程に主に現職教員を受け入れ、学校教育に関する理論と実践についての研究能力や実践の場における有能な教員を養成することであり、その視点からも教育実践に係る図書資料をこれまで数多く蓄積してきている。</p> <p>②本学では、平成18年度から附属図書館が中心となり運営する機関リポジトリにおいて、本学の教育・社会調査研究センターのデータアーカイブや教育実践コラボレーションセンターと連携協力して、教育実践資料の収集と発信するシステムを構築し、収集した資料をデジタルデータベース化することにより、教職大学院で活用できる資料の収集を積極的に行うこととしている。</p> <p>③本学の附属図書館では、エルゼビア・シュプリングー、ケンブリッジ・ブラックウェルなどの出版社が取り扱っている電子ジャーナルについて、論文検索、本文の閲覧・印刷、ダウンロードが可能である。</p> <p>④図書館閲覧室の閲覧座席数は177席で、学部・大学院収容定員の14%以上となっており、十分な確保ができています。また、閲覧室の外、ブラウジング・ルーム、ライブラリーホール、グループ研究室、AV資料閲覧室、特殊資料室等も整備され、また、きめ細かなレファレンス・サービスも行っており、十分な学術情報機能を果たしている。</p> <p>⑤本学の図書館は、国立情報学研究所のNACSIS-IIIシステムに加入し、他の大学図書館等とのスムーズな相互利用が可能となっている。また、国立国会図書館、兵庫県立図書館などとネットワークを形成しており、このネットワークを通じて、本学に所蔵していない資料を借り、又は文献複写を取り寄せることが可能となっている。</p> <p>⑥本学の現在所蔵する学術雑誌は3,728種類であり、このうち外国雑誌は1,205種類である。また、電子ジャーナルは4,939種類となっている。</p> <p>(d) 情報設備</p> <p>本学の教職大学院学生はパソコンを必携化とし、311教室（106㎡62人収容）の各机には情報コンセントを設置しており、同教室を授業で使用しない場合は自由に利用することを可能としている。</p>	講義室番号	面積	収容人員	302	98㎡	80人	304	98㎡	80人	305	44㎡	30人	307	44㎡	30人	311 (IT対応)	106㎡	62人	312	80㎡	24人	<p>○認可時の計画どおり履行。 ・「平成20年度大学院学校教育研究科（専門職学位課程）授業時間表〔教育実践高度化専攻〕」参照（添付資料12）</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・本学図書館が現在所蔵している図書は、340,118冊である（平成20年4月1日現在）。 ・教職大学院の開設計画に伴い、新たに関係雑誌を67種類購入し、平成20年4月1日現在学術雑誌は106種類となった。また、今後、14種類追加購入予定である。（神戸サテライトキャンパス分） ・兵庫教育大学附属図書館利用案内（添付資料13）</p> <p>・左記の外に（b）の院生研究室においても、情報コンセントを設置し、自由に利用することができるように整備した。</p>
講義室番号	面積	収容人員																				
302	98㎡	80人																				
304	98㎡	80人																				
305	44㎡	30人																				
307	44㎡	30人																				
311 (IT対応)	106㎡	62人																				
312	80㎡	24人																				

⑥ 取得できる免許状

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 取得できる免許状</p> <p>本学の「学校経営コース」の入学は現職教員としていること、「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」の入学は、現職教員又は既に教員免許取得者としており、これらのコースの修了者には、専修免許状の授与資格を与えるものである。なお、「小学校教員養成特別コース」の入学は、教員免許を持たない者を受け入れる長期在学コースであり、まず、本学の学部教育で「小学校教諭一種免許状」を取得させ、引き続き教職大学院の修了要件単位を修得すれば「小学校教諭専修免許状」の取得資格を与えるものである。</p>	<p>○認可時の計画どおり、専修免許状の課程認定を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小学校教員養成特別コース」（3年の長期在学コース）については、本学学校教育学部で小学校教員1種免許状の所用資格を得るための単位を修得する必要があるため、入学時にコース教員及び教育支援課職員による学部で修得する科目についても、履修方法の説明・相談を実施、また、各個人ごとに免許状の所持状況や出身大学の学部での教職課程の履修状況を把握するために個人カルテを作成。 ・中学・高校等の教員免許所持者と全く免許状を持っていない者に分けて、学部で修得する科目の履修モデルを作成し、学生が適切な履修計画を立てられるよう教職員が指導している。 ・小学校教員養成特別コース学生は、1年次及び2年次の前期で教員免許取得に必要な授業を学部で履修し、2年次に学部の教育実習と教職大学院の実地研究の履修を終えてから3年次において共通基礎科目（20単位）を履修することとしている。（認可時の計画どおり）

⑦ 専ら夜間において教育を行う専攻の場合及び大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施する場合

認可時の計画	履行状況
<p>本学の設置する教職大学院のうち「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」は、夜間においても授業を行う「夜間クラス」を設ける。</p> <p>(a) 修業年限 2年（ただし、3年間かけて学ぶことのできる長期履修学生制度を活用することができる。）</p> <p>(b) 履修指導の方法 サテライトには事務局の教育研究支援部の職員が常時2人勤務してサテライトの運営をはじめ、学生の履修相談等に当たっている。</p> <p>(c) 授業の実施方法 授業の実施方法及び履修授業の方法は原則として「昼間クラス」と同一であるが、実習科目については「夜間クラス」の学生は現職教員であるため、実習科目の10単位を3年以上の教職経験を有する者について免除することができる制度を導入する。ただし、「心の教育実践コース」の実習科目「心の教育実践研究Ⅲ」（2単位）については、学校現場での経験に加え、適応指導教室において現場実習を行うことによる教育効果を考慮し、夏季休業期間中を利用して履修させることとしている。</p> <p>(d) 教員の負担の程度 「夜間クラス」は、本学の神戸サテライトで実施するが、本校キャンパス（加東市）と神戸サテライト間の移動には車で約1時間を要するため、移動に際しては大学の用意するワゴン車等を利用することとしている。また、「夜間クラス」で授業を行った翌日は、午前中の授業等を軽減する等の措置をとるなど教員の負担の軽減に配慮している。</p> <p>(e) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な教員の配置 ・図書室、コンピュータ教室及び大学院生の合同研究室も備えており、大学院教育を行うにふさわしい環境を整備している。 ・夜間クラスの授業は、共通基礎科目は、教職大学院の4コースの専任教員が中心となって実施し、専門科目は、コース専任教員全員（授業実践リーダーコース14人、心の教育実践コース11人）が中心となり、学内の兼任教員や学外の兼任教員も加わって実施することとしている。</p> <p>(f) 学生確保の見通し 夜間クラスの開設は、昼間に学校に勤務し、夜間に教職大学院で学ぼうとする意欲のある現職教員を本学として積極的に受け入れようとするものである。 夜間クラスの受入見込数は、両コースともコース受入学生数の2割程度（1コース5人程度）を見込んでいる。</p> <p>(g) 入学者選抜方法 ・授業実践リーダーコース／（選抜方法）教職経験者：口述試験 ・心の教育実践コース／（選抜方法）教職経験者：口述試験 ※夜間クラスについては、教職経験を3年以上必要としている。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・「平成20年度大学院学校教育研究科（専門職学位課程）授業時間表【教育実践高度化専攻】」参照（添付資料12）</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・入学時に履修案内を配付し、オリエンテーションで説明を行うとともに、随時教員及びサテライト勤務の職員（2人）が履修相談を実施。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・神戸サテライトの開館時間（13時～22時）には、図書室、コンピュータ教室及び院生合同研究室を自由に使えるよう整備している。 ・図書の貸出しについては、サテライトで検索し申込み後、約2日間程度で学生に届くよう毎日の学内便で送付を行っている。 ・福利厚生設備として、健康器具や飲料水の自動販売機を設置している。</p> <p>・神戸サテライト案内パンフレット（添付資料14）</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・大学院説明会の実施等により、広報活動を積極的に行う予定である。また、近隣の教育委員会や私学関係者に大学院の概要、教育課程の説明等を行い、派遣依頼を行う予定である。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>

⑧ 現職教員を対象とした教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 対象学生 「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」で昼間に学校等に勤務しながら夜間での教職大学院で教育を希望する現職教員（3年以上の教職経験者）を対象とする。</p> <p>(b) 受入れ学生数 「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」の夜間の学生受入人数は特に設定せず、コース全体の入学定員の枠内で対応することとする。</p> <p>(c) 開設科目名と担当教員名 「共通基礎科目」 ・特色あるカリキュラムづくりの理論と実際A（関浩和） ・授業の指導計画と教材研究の演習A（米田豊，淀澤勝治） ・授業での学習支援と指導法に関する事例分析A（長澤憲保，吉水裕也） ・授業における評価の基準作成理論と学力評価法A（佐藤真，吉水裕也，永田智子） ・児童生徒の問題行動に関する事例研究A（新井盛，松本剛，橋本和明，大島剛，中尾豊喜） ・学校における心の教育の実践研究A（渡邊満，古川雅文，ヤギダリルタキゾウ，小寺正一，淀澤勝治，隈元みちる，住本克彦）</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・平成20年度の神戸サテライト（夜間クラス）入学状況 授業実践リーダーコース 4名 心の教育実践コース 4名</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>

認可時の計画	履行状況																					
<p>・教員のための学校組織マネジメントの実践演習A (浅野良一, 加治佐哲也, 廣岡徹)</p> <p>・児童生徒を活かす学級経営の実践演習A (吉田寿夫, 吉川芳則, 山中一英)</p> <p>・教員の社会的役割と自己啓発A (安部崇慶, 渡邊規矩郎)</p> <p>・教員のための人権教育の理論と方法A (安原一樹, 藤井徳行)</p> <p>・人間的成長を促す教育の理論と実践A (渡邊隆信, 大関達也, 島崎保)</p> <p>・学校における特別支援教育への対応と方法A (拓植雅哉, 井澤信三, 小田浩伸)</p> <p>・教員のための情報処理演習(基礎) (森山潤, 長瀬久明)</p> <p>・教員のための情報処理演習(応用) (森山潤, 長瀬久明)</p> <p>「授業実践リーダーコース」</p> <p>・メンタリングの理論と実践 (天根哲治, 長澤憲保, 山本恵三)</p> <p>・教育実践者の専門的な思考形式とその知識基盤 (長澤憲保, 黒岩督, 別惣淳二)</p> <p>・教育実践研究の組織化と推進 (米田豊, 岩田一彦, 永田智子, 梅田規誉, 山本恵三, 服部英雄)</p> <p>・学校における実践課題の発見・探究過程 (米田豊, 岩田一彦, 黒岩督, 森山潤, 西本弘子)</p> <p>・学校カリキュラムのデザイン-開発とその評価- (天根哲治, 米田豊, 伊藤博之, 塚本一男)</p> <p>・学習環境の開発と改善 (増澤康男, 米田豊, 伊藤博之, 塚本一男, 小山貞雄)</p> <p>・教科カリキュラム開発, 単元開発・指導法開発及びその評価 (松本伸示, 佐藤真, 吉水裕也)</p> <p>・高度な授業実践における授業の設計, 展開, 分析・評価及びその改善 (松本伸示, 佐藤真, 黒岩督, 吉水裕也, 森山潤, 永田智子, 堀江祐爾, 吉田達弘, 崎谷真也, 竹内俊一, 福本謙一, 高田俊也, 梅田規誉)</p> <p>・素材研究と教材開発に関する理論及び方法・技術 (増澤康男, 山口修, 上西一郎, 堀江祐爾, 吉田達弘, 南楚猛, 崎谷真也, 瀨美茂明, 竹内俊一, 福本謙一, 高田俊也, 森山潤, 福田光亮, 森廣浩一郎, 梅田規誉)</p> <p>・教育実践課題解決研究 (岩田一彦, 山口修, 上西一郎, 増澤康男, 長澤憲保, 松本伸示, 米田豊, 佐藤真, 天根哲治, 黒岩督, 吉水裕也, 森山潤, 永田智子, 伊藤博之, 山下裕, 松田博康, 丹羽孝昭, 祖園全裕)</p> <p>「心の教育実践コース」</p> <p>・道徳教育及び道徳授業の理論と実際 (渡邊満, 淀澤勝治, 小寺正一, 大嶋暉子)</p> <p>・道徳授業の教材及び指導過程の実践開発 (渡邊満, 淀澤勝治, 小寺正一, 早田恵美)</p> <p>・キャリア教育実践プログラムの開発 (古川雅文, ヤギダリルタキソウ, 中尾豊喜, 角野綾子, 住本克彦, 山崎裕正)</p> <p>・教育相談の理論と技能開発 (松本剛, ヤギダリルタキソウ, 隈元みちる, 秋光恵子, 住本克彦)</p> <p>・生徒指導のための協働的指導体制の事例研究 (新井肇, 木村慶, 原田耕一郎, 前橋信和)</p> <p>・円滑な学級経営のための力量形成 (山中一英, 福井景子)</p> <p>・人間関係に関わる諸問題への予防・介入策開発 (吉田寿夫, 住本克彦)</p> <p>・家庭教育支援の実際 (石野秀明, 五百蔵佳世子)</p> <p>・地域教育活動プログラムの開発 (安原一樹, 森田啓之, 栗木剛, 藤原正伸)</p> <p>・心の教育総合研究 (渡邊満, 新井肇, 古川雅文, 吉田寿夫, ヤギダリルタキソウ, 小寺正一, 松本剛, 安原一樹, 淀澤勝治, 山中一英, 隈元みちる, 住本克彦)</p> <p>(d) 施設・設備, 図書</p> <p>平成19年4月の神戸サテライト移転を契機に講義室, 演習室, コンピュータ教室の整備, 院生合同研究室・図書室及び併設する臨床心理相談室の充実等, サテライトの教育研究環境の整備・充実を行った。</p> <table border="1" data-bbox="159 1366 558 1523"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義室</td> <td>6</td> <td>308㎡</td> </tr> <tr> <td>演習室</td> <td>10</td> <td>206㎡</td> </tr> <tr> <td>コンピュータ教室</td> <td>1</td> <td>50㎡</td> </tr> <tr> <td>院生合同研究室・図書室</td> <td>1</td> <td>74㎡</td> </tr> <tr> <td>臨床心理相談施設</td> <td>7</td> <td>215㎡</td> </tr> <tr> <td>事務室・教員控室</td> <td>1</td> <td>38㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 教員の移動への配慮</p> <p>「夜間クラス」は, 本学の神戸サテライトで実施するが, 本校キャンパス(加東市)と神戸サテライト間の移動には車で約1時間を要するため, 移動に際しては大学の用意するワゴン車等を利用することとしている。また, 「夜間クラス」で授業を行った翌日は, 午前中の授業等を軽減する等の措置をとるなど教員の負担の軽減に配慮している。</p>	施設名	室数	面積	講義室	6	308㎡	演習室	10	206㎡	コンピュータ教室	1	50㎡	院生合同研究室・図書室	1	74㎡	臨床心理相談施設	7	215㎡	事務室・教員控室	1	38㎡	<p>○認可時どおり。</p> <p>・講義室, 演習室, コンピュータ教室, 院生合同研究室・図書室を整備し, 教育にふさわしい環境を維持している。</p> <p>・特に, 神戸サテライトの基本図書を平成19年度1,019冊購入し, 教育環境の充実を図った。</p> <p>・神戸サテライト図書室が現在所蔵している図書は, 2,700冊である(平成20年4月1日現在)。</p> <p>・「平成20年度大学院学校教育研究科(専門職学位課程)授業時間表[教育実践高度化専攻]」参照(添付資料12)</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>
施設名	室数	面積																				
講義室	6	308㎡																				
演習室	10	206㎡																				
コンピュータ教室	1	50㎡																				
院生合同研究室・図書室	1	74㎡																				
臨床心理相談施設	7	215㎡																				
事務室・教員控室	1	38㎡																				

㊦ 多様なメディアを高度に利用して, 授業を教室以外の場所で履修させる場合

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 実施場所, 実施方法</p> <p>該当なし</p> <p>(b) 開設科目名</p> <p>該当なし</p> <p>(c) 開設科目毎における対象の学生数</p> <p>該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p>

⑩ 自己点検・評価

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 実施体制・方法</p> <p>1 実施体制 評価シート、アンケート・ヒアリングなど評価の内容・方法は、専攻長、コース長を中心に企画・運営委員会によって作成され、必要に応じて修正をする。 すべての評価結果は企画・運営委員会のもとに集約され、全教員に開示される。改善策を企画・運営委員会で検討を行い、大学の評価委員会に報告して全学的な視点から改善実施を行う。</p> <p>2 実施方法 入学者選抜方法、授業、教育課程や、運営方法に関する学生の批評や要望を常時、専攻長、コース長のもとに集約するシステムをつくる。 また、学期毎に、評価シートによって、すべての授業について受講生による評価を行う。また、教育課程の評価を全学生を対象としたアンケートとヒアリングによって行う。 入学者選抜方法、授業、教育課程や、運営方法について評価項目を設定し、関係する全教員による自己評価を行う。</p> <p>3 評価結果と改善方法の公表 すべての評価結果と課題、改善策をウェブ等を通じて公開する。</p> <p>4 外部評価 学校教育法で義務づけられた外部評価機関による認証評価を定期的に受けることに加え、本学独自の外部評価システムによる評価を行うこととする。 本学の教職大学院の運営組織として「外部評価委員会」を設置し、学識経験者、教育委員会関係者、校長会関係者等の外部者で構成して、教職大学院の入試方法、教育課程、授業の在り方、運営方法など全般にわたる評価を受けることとしている。 教育課程、授業の在り方の評価活動は次のように計画している。 ①「外部評価委員会」による授業の視察 ②大学院生が学期毎に行う授業評価シートによる評価内容の把握 ③大学院生を対象としたアンケート調査とヒアリングの実施 ④授業担当者及び連携協力校の実習担当教員からのヒアリングの実施 ⑤各種の評価内容を分析し、評価報告書の作成・公表</p> <p>5 修了生の追跡調査 修了生の追跡調査を行い、進路状況、発揮されている力量、学校や教育委員会による評価などを調査する。その結果を、教職大学院の教育課程、入学者選抜方法、運営体制等の改善に活用する。 また、同窓会組織（修了生ネットワーク）からの意見収集も行う。 定期的に修了生や受入先の教育委員会・学校関係者を集めたシンポジウムやフォーラムを開催し、教職大学院への要望等を集約する。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 ・専攻長、コース長を中心に、専攻内に設置した企画・運営委員会と授業改善・FD委員会が連携して、評価シート、学生へのアンケート・ヒアリングなど評価の内容・方法を構築する。各種評価の実施や集約は、授業改善・FD委員会が主に担当し、改善策については、企画・運営委員会で検討を行い、大学の評価委員会に報告して全学的な視点から改善実施を行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・各コースのクラスミーティング等を通じて、学生の批評や要望を常時、専攻長、コース長のもとに集約する。また、授業評価アンケートやヒアリングについては、授業改善・FD委員会がその実施に当たり、学生の評価・意見等の集約・分析を行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・ウェブによる公開のほか、学生に対しては、クラスミーティング等において担当教員から説明する予定。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 (兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営に関する規程【抜粋】) (外部評価委員会) 第5条 外部評価委員会は、教育実践高度化専攻の入試方法、授業、教育課程、運営方法等について評価を行う。 2 外部評価委員会の委員は、学識経験者、教育委員会関係者、学校長会関係者等の中から学長が委嘱する。 3 前項の委員の任期等は、学長が別に定める。 4 第2項の規定による委員は、再任されることができる。 5 外部評価委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定める。 6 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。 ※外部評価委員会の開催：年3回程度予定</p> <p>○認可初年度につき、修了生がいないため未実施。</p>

⑪ 情報提供

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 学内（学生・教職員等）向け実施方法 学内教職員及び学生に対する、本学の教育研究情報の提供等の主な広報活動については、次のとおりである。 ①本学PR用印刷物等の作成 ②大学院案内ホームページ等の作成 ③Hyokyo-netの整備</p> <p>(b) 学外（受験生・地域社会等）向け実施方法 本学は、主に現職教員の学校教育に関する高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院教育（修士課程）を主な使命として設置されている。大学の設置目的に沿って現職教員の再教育の中心機関としての役割を果たすため、これまで大学院の専攻・コースの新設・再編、教育課程の改善、神戸サテライトにおける夜間クラスの設置等の取組を行ってきた。 これら大学での取組を全国の現職教員、都道府県・市町村教育委員会関係者及び将来教員を目指す者らに正確・迅速に伝え理解を得ることが極めて重要である。 このため、本学では各種の情報媒体を活用して積極的な広報活動を展開しており、その結果、近年修士課程の入学定員300人に対し約2倍の志願者があり、このような取組が入学志願者の増加につながっている。 本学の教育研究情報の提供等の主な広報活動については、次のとおりである。 ①本学PR用印刷物等の作成 ②大学院案内ホームページ等の作成 ③Hyokyo-netの整備 ④本学の大学院説明会の開催 ⑤大学院入試相談室の設置 ⑥個別訪問 ⑦大学院広報資料の送付 ⑧イベント等への参加 ⑨印刷出版物への掲載</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 ①教職大学院リーフレット、教職大学院案内及びポスターを作成し、学内に設置している。 ②教職大学院ウェブサイトを作成した。 (http://www.office.hyogo-u.ac.jp/pro/koho/doc/setti20.html) ③本学大学院修了生、学部卒業生と大学を結ぶネットワークであり、学内者も利用可能としており、教育研究情報の提供等の主な広報活動を行っている。 (http://www.hyokyo.net/)</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ①教職大学院リーフレット、教職大学院案内及びポスター等を作成した。 ②教職大学院ウェブサイトを作成した。 (http://www.office.hyogo-u.ac.jp/pro/koho/doc/setti20.html) ③本学大学院修了生、学部卒業生と大学を結ぶネットワークであり、教育研究情報の提供等の主な広報活動を行っている。 (http://www.hyokyo.net/) ④5、6、7、9、10月に神戸（7回）、7、9月に大阪（2回）及び東京（2回）で説明会を開催する予定である。 ⑤入試、修学等の幅広い相談を行うため、大学院入学相談室を設置し、相談方法としては、電話、FAX、メール及び面談等で随時対応を行っている。 ⑥5月から、都道府県教育委員会及び他大学等を訪問して、教職担当教員及び学生等に広報活動を行うこととしている。 ⑦国公私立大学、都道府県教育委員会及び小中学校等に学生募集要項及びリーフレット等を送付することとしている。 ⑧各種学会、研究会及び教育セミナー等に積極的に参加し、広報活動を行うこととしている。 ⑨学術雑誌、教育新聞及び教養雑誌等に入試情報の掲載を予定している。</p>

⑫ 教員の資質の維持向上の方策（FD活動を含む）

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 実施体制</p> <p>① 委員会の設置状況 授業改善・FD委員会</p> <p>② 委員会の構成員 専攻長、コース長、教育実践コラボレーションセンター長、各コースから選出された教員各2人、専攻長が指名した者</p> <p>③ 委員会の開催状況(教員の参加状況含む)</p> <p>④ 委員会の審議事項等 専攻担当教員のFDの開発と実施を行う。</p> <p>(b) 実施状況</p> <p>① 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業評価による職能向上 多くの授業科目を実務家教員を含む複数の教員で担当する。そうした協働授業を進めることを通じて、常に授業内容や授業方法について協議をし、問題点の修正、改善を行う。 ・学校、教育委員会との連携事業を通じた職能向上 現職教員研修の連携事業を継続、発展させることにより、教職大学院の教育課程、教育方法の改善・充実と教員の実践的な授業能力の向上を図る。 ・情報教育の講習会の実施 教職大学院における実習を円滑かつ効果的に実施するため、各教員のスキルアップを図る。 <p>② 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業評価による職能向上 (7)すべての授業を公開する。公開することにより、様々な意見、助言を受け、授業内容、授業方法の改善を図る(ピアレビュー)。 (f)毎年度、授業科目毎に、学生による授業評価、教員による自己評価を行い、授業の内容や方法について点検し、改善を図る。 (g)毎年度、教育課程の体系について、学生による教育課程評価、教員による自己評価を行い、教育課程の体系性、実践性、有効性について点検を行うとともに、各授業の内容について必要な修正を行う。 (h)修了生による評価、修了生に対する教育委員会の評価を行い、教育成果と問題点を把握し、必要な修正、改善を行う。 ・学校、教育委員会との連携事業を通じた職能向上 これまでも、兵庫県、神戸市との間で実施してきた。今後もこうした現職教員研修の連携事業を継続、発展させることにより、教職大学院の教育課程、教育方法の改善・充実と教員の実践的な授業能力の向上を図る。 ・情報教育の講習会の実施 eラーニングのシステムを活用する。各教員が同システムを積極的に活用していくよう、e-ポートフォリオなどを用い、新しい授業実践に必要な情報教育の講習会などを適宜開催する。 <p>③ 開催状況(教員の参加状況含む)</p> <p>④ 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業・改善FD委員会を設置 ・兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営組織に関する規程(抜粋) (授業改善・FD委員会) 第4条 授業改善・FD委員会は、教育実践高度化専攻に係るカリキュラム及び授業の改善並びに教育実践高度化専攻担当教員の教育内容及びその方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。 2 授業改善・FD委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)専攻長 (2)教育実践高度化専攻の各コース長 (3)教育実践コラボレーションセンター長 (4)教育実践高度化専攻の各コースから選出された教員 各2人 (5)その他専攻長が指名した者 3 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、同項第5号に規定する委員の任期は、委員として指名された日から同項第4号に規定する委員の任期の終期までとする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。 4 前項の規定による委員は、再任されることができる。 5 授業改善・FD委員会に委員長を置き、委員長は、第2項第1号及び第2号に規定する委員から委員の互選によって定める。 6 委員長は、授業改善・FD委員会を招集し、その議長となる。 ・委員会は月1回程度開催予定 実務家 4名(うち教育実践コラボレーションセンター教員3名) 理論的な科目を担当する教員 15名 ・研究会等による教員の授業技術向上方策 ・授業評価による教員の授業技術向上方策 ・教員の工夫による授業技術向上方策 ・学外の有識者や教員相互のピアレビューによる授業技術向上方策 <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>設置認可初年度につき、記載不可。</p> <p>設置認可初年度につき、記載不可。</p>

⑬ 管理運営の考え方

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 教授会</p> <p>① 構成員 認可時記載なし</p> <p>② 開催状況 認可時記載なし</p> <p>③ 審議事項等 認可時記載なし</p> <p>(b) その他の組織体制</p> <p>本学の教職大学院は、学校教育研究科内に一専攻として設置することとする。 このため、大学の教学の審議機関としての教育研究評議会をはじめ、学内の各種委員会には、教職大学院（教育実践高度化専攻）の代表者も参画することとなり、全学的な視点から運営を行うこととする。</p> <p>①専攻会議 専攻共通の課題等について審議するとともに連絡調整を行う。</p> <p>②企画・運営委員会 専攻の運営等について企画、立案を行う。</p> <p>③授業改善・FD委員会 専攻担当教員のFDの開発と実施を行う。</p> <p>④外部評価委員会 専攻の入試方法、授業、教育課程、運営方法等について評価を行う。</p> <p>⑤連携協力校連絡協議会 実習計画（実習校の選定を含む。）について協議を行うとともに、連携協力校からの要望を取りまとめ全連携協力校を対象とした事業（研究会等）の企画を行う。</p> <p>⑥実習連絡調整委員会 学校現場等における各コースの実習を円滑に実施するための連絡調整を行う。</p>	<p>・教育研究評議会、研究科教授会のもとで運営され、学内各種委員会にも教職大学院教員が参画し、全学的な体制で運営されるが、教職大学院の独自性を発揮するとともに、運営を有機的かつ効果的に行うため「兵庫教育大学学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営組織に関する規程」により実施。</p> <p>・兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営組織に関する規程（添付資料15）</p> <p>①専攻会議 専攻共通の課題等について審議するとともに連絡調整を行う。月1回程度開催する。</p> <p>②企画・運営委員会 専攻の運営等について企画、立案を行う。月1回程度開催する。</p> <p>③授業改善・FD委員会 専攻担当教員のFDの開発と実施を行う。委員会は月1回程度開催し、自己評価とFDを実施する。</p> <p>④外部評価委員会 専攻の入試方法、授業、教育課程、運営方法等についての自己評価をもとに外部評価を行う。委員会は年3回程度開催する。授業参観等は随時行う。</p> <p>⑤連携協力校連絡協議会 実習計画（実習校の選定を含む。）について協議を行うとともに、連携協力校からの要望を取りまとめ全連携協力校を対象とした事業（研究会等）の企画を行う。年2回程度開催する。</p> <p>⑥実習連絡調整委員会 学校現場等における各コースの実習を円滑に実施するための連絡調整を行う。月1回程度開催する。</p> <div data-bbox="837 1131 1524 1534" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">教職大学院(教育実践高度化専攻)の運営組織図</p> </div>

⑭ 連携協力校等との連携

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 連携協力する学校名(小学校等)と具体的な連携内容</p> <p>学生の実習をより効果的に行うため、連携協力校が取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査し、実習学生の教育研究課題とマッチングさせることにより、大学と連携協力校双方にメリットのあるシステムを構築することとしている。このため、マッチングがより円滑に行われることを考慮して、兵庫県内のうち学生が通学できる範囲で連携協力校を確保することとした。</p> <p>現在、小学校153校、中学校31校、その他幼稚園や特別支援学校4校、適応指導教室14箇所、及び兵庫県立教育研修所、合計203校の連携協力校を確保している。 (兵庫教育大学連携協力校一覧参照)</p> <p>(b) 連携協力校以外の関係機関(民間企業、関係行政機関、教育センター等)の名称と具体的な連携内容</p> <p>・上記(a)の認可時の計画参照</p> <p>(c) 大学・学部が附属学校を設置している場合の活用方法</p> <p>附属小学校、附属中学校においては、「授業実践リーダーコース」の「メンタリング実習」を担当することとし、実習学生に附属学校教員の学部学生への教育実習指導を通して教員養成メンター(教員養成指導者)としての指導資質能力の基礎を身に付けさせることにしている。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校数については、認可時と変更なし。 ・現在、実際に学生に実習を行わせる連携協力校については調整中。 ・具体的な連携内容： <ol style="list-style-type: none"> (1) 連携協力校は、兵庫教育大学大学院学校教育研究科の実習を行うため学生を受け入れる。 (2) 兵庫教育大学は、実習等を通じて連携協力校の実践的な教育研究活動に協力する。 ・兵庫教育大学連携協力校一覧参照(添付資料16) <p>・上記(a)の履行状況参照</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>

⑮ 連携協力校等での実習

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 授業科目名及び指導教員名</p> <p>「学校経営コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校経営専門職インターンシップ 廣岡徹, 加治佐哲也, 鬼頭英明, 浅野良一, 西岡伸紀, 渡邊規矩郎, 竺沙知章, 武井敦史, 大野裕己 ○教育行政専門職インターンシップ 廣岡徹, 加治佐哲也, 鬼頭英明, 浅野良一, 西岡伸紀, 渡邊規矩郎, 竺沙知章, 武井敦史, 大野裕己 <p>「授業実践リーダーコース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンタリング実習 上西一郎, 長澤憲保, 米田豊, 吉水裕也 ○教育実践研究開発プロジェクト実習 山口修, 上西一郎, 増澤康男, 長澤憲保, 松本伸示, 米田豊, 佐藤真, 岩田一彦, 天根哲治, 黒岩督, 吉水裕也, 森山潤, 永田智子, 伊藤博之 ○教育実践改善研究実習 上西一郎, 長澤憲保, 米田豊, 吉水裕也 <p>「心の教育実践コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心の教育実地研究Ⅰ(学校における「心の教育」の実践) 渡邊満, 新井肇, 古川雅文, 吉田寿夫, ヤギ・ダリル・タキゾウ, 小寺正一, 松本剛, 安原一樹, 淀澤勝治, 山中一英, 隈元みちる ○心の教育実地研究Ⅱ(アクション・リサーチ) 渡邊満, 新井肇, 古川雅文, 吉田寿夫, ヤギ・ダリル・タキゾウ, 小寺正一, 松本剛, 安原一樹, 淀澤勝治, 山中一英, 隈元みちる ○心の教育実地教育Ⅲ(ケースカンファレンス) 渡邊満, 新井肇, 古川雅文, 吉田寿夫, ヤギ・ダリル・タキゾウ, 小寺正一, 松本剛, 安原一樹, 淀澤勝治, 山中一英, 隈元みちる <p>「小学校教員養成特別コース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実地研究Ⅰ(基本実習) 松下健二, 原田智仁, 初田隆, 関浩和, 吉川芳則, 千駄忠至, 鈴木正敏, 大西久, 別惣淳二, 加藤久恵, 前芝武史 ○実地研究Ⅱ(発展実習) 松下健二, 原田智仁, 初田隆, 関浩和, 吉川芳則, 千駄忠至, 鈴木正敏, 大西久, 別惣淳二, 加藤久恵, 前芝武史 ○実地研究リフレクションセミナー 松下健二, 原田智仁, 初田隆, 関浩和, 吉川芳則, 千駄忠至, 鈴木正敏, 大西久, 別惣淳二, 加藤久恵, 前芝武史 ○インターンシップ 松下健二, 原田智仁, 初田隆, 関浩和, 吉川芳則, 千駄忠至, 鈴木正敏, 大西久, 別惣淳二, 加藤久恵, 前芝武史 	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当教員は変更なし。

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(b) 実習計画の概要</p> <p>・実習目標</p> <p>(a) 教職大学院の実習科目は、学部段階における教育実習を更に充実・発展させ、実践的指導力の強化を図るために10単位以上の「学校等における実習」を行うこととなっている。学部段階での教育実習は、どちらかといえば授業実習に偏りがちで、むしろ学校の教育活動全体について総合的に体験し、考察する機会が必要である。そうした理由から、教職大学院の「学校等における実習」では、学部段階における教育実習で得た基礎的な理解の上に、ある程度長期にわたり、教科指導や生徒指導、学級運営等を体験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことができる資質・能力を培うことをねらいとしている。</p> <p>(b) 平成18年7月の中教審答申の参考資料では、教職大学院の「学校における実習」のねらいについて要約すると、次の3点が述べられている。</p> <p>(Ⅰ) 学部教育における教育実習を通じて得た学校教育活動に関する基礎的な理解の上に、一定程度長期にわたり教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を主体的に取り組むことのできる資質・能力を培うものであること。</p> <p>(Ⅱ) 大学の実習担当教員の指導のもとに実習を行うことにより、学生は理論と実践の架橋・往還・融合の意味と意義を実感し、理論知を実践知に変換する資質・能力を獲得するものであること。</p> <p>(Ⅲ) 特に現職教員学生については、自らの実践とは異なる教育実践を客観的に観察し、あるいは特定課題に関わる学校での実務を主体的に担うことなどを体験・参画することにより、自らの教育実践を相対化し、教職大学院でさらに伸ばす自らの資質・能力の研究・育成を計画する機会となること。</p> <p>本学においては、このねらいに沿って各コースごとに実習計画を策定してきたが、特に理論と実践の融合を強く意識して専門科目の内容と連携する実習の科目を設定して、専門科目で学修した知識・技術は実習を通して深めることができ、逆に実習で得た実践的な知見は専門科目を通して理論的な裏付けができるよう工夫しているところである。</p> <p>(c) 本学の教職大学院の4コースの実習の目標について、その内容を要約すると次のとおりである。</p> <p>(Ⅰ) 学校経営コースの実習の目標 実習科目である「学校経営専門職インターンシップ」では、学校経営の実際や校長・教頭のリーダーシップを観察・体験し、学校の経営者としての資質・力量を養うこと。また「教育行政専門職インターンシップ」では、教育委員会等において教育行政に係る施策立案の実際や指導主事等の職務を観察・体験し教育行政の担当者としての資質・力量を養うこと。</p> <p>(Ⅱ) 授業実践リーダーコースの実習の目標 本コースでは3つの実習科目を配置し、高度な実践的学修を通して次の資質を備えた教員を養成する。</p> <p>(Ⅰ) 優れた実践的指導力を備え、同僚や若年教員に対して指導的役割を果たし得るメンター教員</p> <p>(Ⅱ) 学校教育の抱える複雑かつ多様な諸問題に対して積極的な実践改革へのリーダーシップを発揮できる教員</p> <p>(Ⅲ) 教育専門職ゼネラリストとしての基盤の上に、専門的知識と確かな指導理論、優れた実践力・応用力を備えた教員</p> <p>(Ⅲ) 心の教育実践コースの実習の目標 本コースにおける実習科目を通して、学校における「心の教育」に関する包括的な実践的識と技能を体験的に身につけるとともに、新しい教育方法・教育内容の開発と評価の力量を形成する。それにより、所属学校及び地域における、この分野のリーダーとして活動できる資質・能力を育成する。</p> <p>(Ⅳ) 小学校教員養成特別コースの実習の目標 本コースの実習科目を通して、自己の専門性を活かしながら小学校教員として必要な実践的指導力及び展開力を身につけるとともに、絶えず実践を省察し、自己の実践的指導力及び展開力の向上を図ることができる探究力や改善力を形成する。それによって、新しい学校づくりの担い手として高い期待に応えうる小学校教員を養成する。</p> <p>(d) 本学の实習については、現職教員の学生は原則として現任校、現職以外の学生は本学が用意した兵庫県下の連携協力校で実施することとしている。 現職教員の学生を原則として現任校とするのは、現職教員が本学の教職大学院に入学する際には、自ら勤務する教育現場における課題や問題意識を持っていくことが想定され、それらの課題等に教職大学院での教育研究活動を通して解決する資質・能力を養うこととなる。このため実習を自らの教育実践活動の場である現任校で行うのが最も適切であると考えている。 なお、現任校が遠距離であるため経済的負担の問題や特別な理由により現任校での実習が困難な場合は、学生本人や関係者と協議の上、兵庫県下の連携協力校で実施する場合もある。</p> <p>・実習単位</p> <p>(10単位) 学校経営コース 授業実践リーダーコース 心の教育実践コース</p> <p>(14単位) 小学校教員養成特別コース</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>・具体的な実習内容</p> <p>「学校経営コース」</p> <p>○学校経営専門職インターンシップ</p> <p>(1) インターンのポジション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長や教頭の見習い「管理職実習生」(Administrative Intern) ・実際には「二人目の教頭」としての活動 <p>(2) 実際の学校指導者の職務内容や直面する課題(performances), およびそれらを遂行・解決するのに必要な知識やスキル(competencies)から, 実習内容は構成される。</p> <p>① 学校の教育・学習活動の改善能力(教育的リーダーシップ)を育成する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成や評価に関する組織的活動 ・生徒指導や進路指導に関する組織的活動 ・校内研修や授業研究など, 教職員の職能開発・成長を促す組織的活動 <p>② 学校のヴィジョン・目標の創造と共有化の能力を育成する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の方針, 施策, 指導の重点を理解する活動, 教職員に伝達する活動 ・学校教育目標や重点事項の立案に関する活動 ・学校の特性や実態, 課題を把握し, 理解する活動 ・地域の特性や実態を把握し, 理解する活動 ・教職員と交流し, 意思疎通を図る活動 ・学校評価に関する活動 <p>③ 学校を効率的に, 且つ安全に運営する能力を育成する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内組織づくり(校務分掌, 校内人事など)に関する活動 ・校内組織の運営(会議運営など)に関する活動 ・学校の施設・設備の管理に関する活動 ・予算の編成・執行(学校財務)に関する活動 ・教職員の心のケア・メンタルヘルス ・さまざまな危機管理に関する活動 <p>④ 保護者・地域社会との連携構築能力を育成する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域との教育連携づくり(地域人材の活用, 地域資源の教材化, 学校開放, 開放講座など)に関する活動 ・学校評議員の運営に関する活動 ・学校情報の発信や広報, 保護者・地域のニーズ把握に関する活動 ・保護者や地域住民と交流する活動 <p>(3) シャドウイング</p> <p>数日間(1週間)の校長・教頭シャドウイング(shadowing)を必須とする。</p> <p>(4) 大枠は(2)のとおりであるが, 各実習生について個別の計画を作成し, 大学教員, 実習先の指導教員, 実習生が共有する。実習生は自分の力量の現状を把握した上で, 個別の目的や課題をもって望む。</p> <p>(5) 活動記録(日誌(log))を毎日作成し, 全体を網羅したポートフォリオ(実習記録)を作成する。</p> <p>(6) 指導教員(校長等)は定期的に(できれば毎日の勤務後に), 実習生の質問を受ける時間を設け, 指導を行う。</p> <p>(7) セミナー</p> <p>インターンシップの前後あるいは同時並行してセミナーを行い, 各自の実地体験や成果・課題を深化し, 統合し, 相互に共有する。</p> <p>○教育行政専門職インターンシップ</p> <p>(1) インターンのポジション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事や管理主事の見習い 「教育行政職実習生」(Educational Administrative Intern) <p>(2) 実際の教育行政専門職の職務内容や直面する課題(performances), およびそれらを遂行・解決するのに必要な知識やスキル(competencies)から, 実習内容は構成される。</p> <p>① 特色ある施策の企画・立案能力を育成する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国, 県, 市町村の方針, 施策, 指導の重点を理解する活動 ・管轄する学校の特性や実態, 課題を把握し, 理解する活動 ・地域の特性や実態を把握し, 理解する活動 ・施策の立案過程に関する活動 ・政策評価や行政評価に関する活動 <p>② 自律的学校経営支援能力を育成する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の指導に関する活動 ・生徒指導の指導に関する活動 ・教員人事に関する活動 ・教職員評価に関する活動 ・学校の危機管理に関する活動 <p>③ 教職員研修企画能力を育成する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政研修の企画に関する活動 ・行政研修の実施に関する活動 ・行政研修の評価に関する活動 ・校内研修を支援する活動 ・指導力不足教員の研修に関する活動 <p>(3) シャドウイング</p> <p>数日間(1週間)の所属長(課長, 主幹, 主任指導主事, 教育長など)のシャドウイング(shadowing)を必須とする。</p> <p>(4) 大枠は(2)のとおりであるが, 各実習生について個別の計画を作成し, 大学教員, 実習先の指導教員, 実習生が共有する。実習生は自分の力量の現状を把握した上で, 個別の目的や課題をもって望む。</p> <p>(5) 活動記録(日誌(log))を毎日作成し, 全体を網羅したポートフォリオ(実習記録)を作成する。</p> <p>(6) 指導教員(課長, 主幹等)は定期的に(できれば毎日の勤務後に), 実習生の質問を受ける時間を設け, 指導を行う。</p> <p>(7) セミナー</p> <p>インターンシップの前後あるいは同時並行してセミナーを行い, 各自の実地体験や成果・課題を深化し, 統合し, 相互に共有する。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお, 児童生徒に対する指導は行わない。 <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお, 児童生徒に対する指導は行わない。

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>「授業実践リーダーコース」</p> <p>○メンタリング実習 (1) 次の教育実践活動を行うことにより、研鑽意欲を高めるカンファレンス等を行える教員養成メンター（教員養成指導者）としての指導資質能力の基礎を形成する。 ① 附属小学校又は附属中学校における学部実習生の教育実習指導（附属小：実地教育Ⅲ，附属中：実地教育Ⅷ）にあたる附属学校教員の指導補助者として参加する。 ② 附属学校教員の学部実習生への指導・助言の様子を観察し、実習指導計画の企画・立案を行う。 ③ 学部実習生との信頼関係を構築し、実習運営の円滑な推進と管理、実習における課題発見と課題解決への指導・助言、適切な点検・評価を行う。 (2) 次の教育実践活動を行うことにより、教員研修メンター（教員研修指導者）としての指導資質能力の基礎を形成する。 ① 兵庫県立教育研修所等で実施される教員研修において指導にあたる指導主事等の研修指導補助者として参加する。 ② 教育研修所の研修担当者の研修生への指導・助言の様子を観察し、研修指導計画の企画・立案を行う。 ③ 研修生との信頼関係を構築し、研修運営の円滑な推進と管理、研修における課題発見と課題解決への指導・助言、適切な点検・評価を行う。 ④ 研修意欲を高めるカンファレンス等を行う。</p> <p>○教育実践研究開発プロジェクト実習 下記の実習に参加・協力し、課題解決・研究開発への意欲溢れる実践改革リーダーとしての資質能力を形成する。 授業科目「教育実践課題解決研究」（8単位）と連携させ、実習生自らの教育実践課題解決の研究推進のために、次の点に留意しながら課題解決研究に取り組む実習を行う。 ・ 連携協力校の教育実践研究開発プロジェクトに関する研究課題や研究仮説の設定 ・ 研究計画の策定 ・ 研究推進の方略や具体的研究活動の展開 ・ 諸成果の取りまとめ、発表、総括等の過程にする実習</p> <p>○教育実践改善研究実習 実習生自らの実践的指導力、教員養成メンター・実践改革リーダーとしての指導資質能力の向上のために、自らの教育実践課題を設定し、その課題解決をめざして探究的・開発的な研究活動を行う。フィールドワークを通して、連携協力校教員との信頼関係を構築しながら、実践的研究開発能力を形成する。 授業科目「教育実践課題解決研究」（8単位）と連携させ、実習生自らの教育実践課題解決の研究推進のために、次の点に留意しながら課題解決研究に取り組む実習を行う。 ・ 研究課題、研究仮説の設定 ・ 研究方法及び評価方法の設定 ・ 研究推進体制の構築 ・ 研究成果の取りまとめ・評価、成果発表等</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行わない。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p>
<p>「心の教育実践コース」</p> <p>○心の教育実地研究Ⅰ（学校における「心の教育」の実践） 5月に、大学と協力校の実習担当教員と学生で個別実習計画を作成する（2回）。 9月に行われる2週間（80時間）の集中実習では、主として学校行事に参加し、その計画、準備、実施、事後指導等について、体験的に学習する。ここでの行事としては、自然学校、トライやるウィーク、運動会などが考えられる。 10月～12月に行う4時間×7回にわたる半日実習では、学校における心の教育の実践について、授業や行事の観察、補助、放課後指導等を通して学ぶ。ここでは、道徳の授業、学級活動、特別活動、キャリア教育、総合学習、教科学習など、実習校で包括的に行われている「心の教育」の実践を広く観察・体験する。 最後に、実習で学んだことについての発表を大学で行う。</p> <p>○心の教育実地研究Ⅱ（アクション・リサーチ） 5月に、大学及び協力校の実習担当教員と学生で個別実習計画を作成する。 6月に行われる1週間（40時間）の集中実習では、実習校の「心の教育」の実践に参加観察の形で体験的に学習する。また、後期に行う教育実践プログラムの実施計画を立案する。 11月に行う2週間の集中実習では、「心の教育」に関する実践を実施する（学生が実施の主体となる場合もあれば、協力校の教員が行う上記計画の実践を補助する場合がある）。内容的には、道徳教育、進路指導（キャリア教育）、生徒指導、学級経営、特別活動などの分野から1つまたは複合的に実習する。具体的な授業計画、活動計画を立案・実施し、実習校において取り組まれている課題に対して、アクションリサーチ的にアプローチし、実習校の取組の改善や目標達成など、心の教育の効果を検討する。 最後に、実習で学んだことや実習の成果の発表を大学で行う。</p> <p>○心の教育実地教育Ⅲ（ケースカンファレンス） 10月～1月の4カ月間、適応指導教室や小・中学校のチューター制度等の事業に学校側スタッフとして、企画・運営・管理等に参加する（4時間×10回＝40時間、11月の「心の教育実地研究Ⅰ」の期間（2週間）は除く）。実際にはチューターとして活動するとしても、学生ボランティアのような立場ではない。また大学において、学生が担当した事例について、教員および学生相互のディスカッションを通じた事例検討の場を設け、さらなる実践力を養う（4時間×4回＝16時間）。 最後に、実習で学んだことでの発表を大学で行う（4時間）。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>「小学校教員養成特別コース」</p> <p>○実地研究Ⅰ（基本実習） 4週間の教育実習を通して、1）公立小学校の教育全般について実地に学び、教科指導、特別活動や総合学習の指導に必要な内容・方法及び技術を修得する。また、2）配属学級の指導教諭の教育活動をAT（アシスタント・ティーチャー）として支援・援助しながら、保護者や地域からのニーズや課題に応じた特色ある教育実践がどのように行われているのか理解することを目的とする。 9月に、大学でのオリエンテーションと実習校での事前指導を実施する。その際、大学の実習指導教員（スーパーバイザー）及び実習校の実習指導教諭（メンター）と学生とが協議を行い、個別実習計画を作成する。 11月からの実習では公立小学校の教育全般について実習するが、実習中は配属学級の実習指導教諭のAT（アシスタント・ティーチャー）として支援・補助しながら、個別実習計画に基づいて教科指導等の実習を行う。教科指導の実習については、少なくとも国・社・算・理・生活の中から3教科、音・図工・体・家庭から2教科の授業を行う。実習は週4日行い、週1日は大学に戻り「リフレクションセミナー」を通して4日間の実習で得た成果を省察する。省察した内容（レポート）は、翌週の初めに実習校の実習指導教諭へ提出する。 各週の大まかな予定は、以下のとおりである。 第1週：教科指導、特別活動、総合学習のATとして観察又は補助 第2週：教科指導の実習、特別活動と総合学習のATとして補助 第3週：教科指導の実習、特別活動と総合学習のATとして補助 第4週：教科指導の実習、研究授業の実施、特別活動と総合学習のATとして補助</p> <p>○実地研究Ⅱ（発展実習） 8週間の教育実習を通して、1）実習校における教科指導、特別活動及び総合学習の指導に加えて、道徳、生徒指導、特別支援教育の実践にも関わり、それらの内容・方法及び技術を修得する。また、2）自己の得意教科の指導力を高め、3）一定期間、配属学級の学級担任業務を担うことによって、小学校教員としての自立に向けた実践的指導力を養うことを目的とする。 9月に、実地研究Ⅰに関する大学でのオリエンテーションとあわせ実地研究Ⅱのオリエンテーションも行い、実習校での事前指導も実地研究Ⅰにあわせて同時に実施する。その際、大学の実習指導教員（スーパーバイザー）及び実習校の実習指導教諭（メンター）と学生とが協議を行い、実地研究Ⅰとあわせて実地研究Ⅱについての個別実習計画を作成する。 実習は、実地研究Ⅰと同一校において、教科指導、特別活動、総合学習の指導に加えて、道徳、生徒指導、特別支援教育、学校事務についてもAT（アシスタント・ティーチャー：副担任）として関わり、8週間の発展実習を行う。 実習内容は、実習校の実習指導教諭、大学の実習指導教員、実習生の3者が事前に協議をして設定するが、その際に以下の点を踏まえることとする。 ・教科指導は一通り全ての教科の授業を行う。 ・毎週1回は、得意教科の授業を行う。 ・実習の第4週目から徐々に学級担任業務を担当し、第6週目あたりから1～2週間程度、終日で学級担任業務を行う。 ・道徳の授業を行う。 ・最終週に研究授業を行う。 実習は週4日行い、週1日は大学に戻り「リフレクションセミナー」を通して4日間の実習で得た成果を省察する。省察した内容（レポート）は、翌週の初めに実習指導教諭へ提出する。 各週の大まかな予定は、以下のとおりである。 第1週：教科指導の実習（例えば、社会と音楽等）、得意教科の授業実習（1回）、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。） 第2週：教科指導（例えば、理科と体育等）と道徳の授業の実習、得意教科の授業実習（1回）、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。） 第3週：教科指導の実習（例えば、算数と家庭等）、得意教科の授業実習（1回）、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。） 第4週：教科指導の実習（算数と国語等）、得意教科の授業実習（1回）、1日学級担任実習（1日） 第5週：教科指導（例えば、図画工作等）と道徳の授業の実習、得意教科の授業実習（1回）、1日学級担任実習（2日） 第6週：1日学級担任実習（1週間） 第7週：教科指導（例えば、国語等）と道徳の授業の実習、得意教科の授業実習（1回）、1日学級担任実習（1日） 第8週：教科指導の実習（算数と理科等）、得意教科による研究授業の実施、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。）</p> <p>○インターンシップ 「実地研究Ⅰ・Ⅱ」の成果や課題を踏まえ、実習校のインターンとなって教育活動の一端を責任をもって担い、小学校教員として自律的に実践的指導力を修得することを目的とする。したがって、「教育実践研究」との関わりから、「実地研究Ⅰ・Ⅱ」と同一校において、実践上の課題解決に向けて積極的に教育活動に参加し、自己研鑽を積みこことになる。 4月に大学でのオリエンテーションと実習校での事前指導を実施する。その際、学生は2年次の「実地研究リフレクションセミナー」で得た成果と課題に基づいて、実習校の実習指導教諭（メンター）や大学の実習指導教員（スーパーバイザー）と協議しながら期間中の個別実習計画を作成する。例えば、実習課題としては、「学級集団づくりに役立つ学校行事の運営方法」や「学級における生活や学習のルール設定の仕方と生徒指導の在り方」、「つまりき単元における教材研究と発問の在り方」などが考えられる。 インターンシップ期間中は、実習校のインターンとして配属学級の教育活動の一端を責任をもって担い、通年で60時間以上の教育支援活動を行う。期間中の活動は、実習校の実習指導教諭の指示や指導の下、当該学級にとっても実習生にとっても有益な活動になるように努める。 活動後は、学生が毎日誌を記入し、指導教諭へ提出して検閲を受ける。また、インターンシップで得た活動の成果は、大学での「教育実践研究」において実習指導教員へ報告する。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、児童生徒に対する指導は行う。</p>

認可時の計画	履 行 状 況
<p>・実習施設(学校の場合、現職教員学生の現勤務校か) 現職教員は、原則として現任校で実習を行う。</p> <p>・時期</p> <p>「学校経営コース」 ○学校経営専門職インターンシップ(2ヶ月/9~12月) ○教育行政専門職インターンシップ(2ヶ月/9~12月)</p> <p>「授業実践リーダーコース」 ○メンタリング実習(60時間/6月中旬及び10月下旬) ○教育実践研究開発プロジェクト実習(120時間/5月中及び10月中) ○教育実践改善研究実習(120時間/11月)</p> <p>「心の教育実践コース」 ○心の教育実地研究Ⅰ (学校における「心の教育」の実際)(120時間/5月, 9~12月) ○心の教育実地研究Ⅱ(アクション・リサーチ)(120時間/6月, 11月) ○心の教育実地教育Ⅲ(ケースカンファレンス)(60時間/10月, 12月~1月)</p> <p>「小学校教員養成特別コース」 ○実地研究Ⅰ(基本実習)(120時間/11~12月) ○実地研究Ⅱ(発展実習)(240時間/12~3月) ○実地研究リフレクションセミナー(4~8日/11月~3月) ○インターンシップ(60時間/通年)</p> <p>・指導教員1人当たり学生数 認可時記載なし</p> <p>・学生の配置等</p> <p>・問題対応やきめ細やかな指導を行うための実習委員会の設置状況</p> <p>実習連絡調整委員会 任務: 学校現場等における各コースの実習を円滑に実施するための連絡調整を行う。 構成: 各コースの実習責任者(各1~2人), 教育実践コラボレーションセンター長, センターのコーディネーター</p>	<p>本学は、2年間の派遣(研修)又は、大学院修学休業制度を利用した者を受け入れている。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・なお、時間については、実習校と調整の上、行う予定である。</p> <p>「学校経営コース」 ○学校経営専門職インターンシップ 1.3人 ○教育行政専門職インターンシップ 1.3人</p> <p>「授業実践リーダーコース」 ○メンタリング実習 5.3人 ○教育実践研究開発プロジェクト実習 1.5人 ○教育実践改善研究実習 5.3人</p> <p>「心の教育実践コース」 ○心の教育実地研究Ⅰ(学校における「心の教育」の実際) 1.3人 ○心の教育実地研究Ⅱ(アクション・リサーチ) 1.3人 ○心の教育実地教育Ⅲ(ケースカンファレンス) 1.3人</p> <p>「小学校教員養成特別コース」 ○実地研究Ⅰ(基本実習) 3.5人 ○実地研究Ⅱ(発展実習) 3.5人 ○実地研究リフレクションセミナー 3.5人 ○インターンシップ 3.5人</p> <p>現在、連携協力校と調整中。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・実習連絡調整委員会を設置した。 ・月1回程度開催予定</p> <p>・兵庫教育大学教育実践コラボレーションセンター実習連絡調整委員会内規(趣旨)</p> <p>第1条 この内規は、兵庫教育大学教育実践コラボレーションセンター規則(平成19年規則第1号)第4条第2項の規定に基づき、兵庫教育大学大学院学校教育研究科に係る連携協力校における実習及び連携協力校との共同研究等を円滑に実施するための連絡調整を行う実習連絡調整委員会(以下「委員会」という。)の構成及び運営等について定める。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)教育実践コラボレーションセンター長(以下「センター長」という。) (2)教育実践コラボレーションセンターコーディネーター (3)教育実践高度化専攻の各コースから選出された教員 各1人又は2人 (4)教育研究支援部長 (5)その他センター長が指名した者</p> <p>2 前項第3号に規定する委員の任期は、2年とし、同項第5号に規定する委員の任期は、委員として指名された日から同項第3号に規定する委員の任期の終期までとする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。</p> <p>3 前項の規定による委員は、再任されることができる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に規定するセンター長をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>(議事)</p> <p>第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)</p> <p>第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、教育研究支援部教育支援課が処理する。 (雑則)</p> <p>第7条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>・学生へのオリエンテーションの内容、方法</p> <p>「学校経営コース」 ○学校経営専門職インターンシップ 認可時記載なし ○教育行政専門職インターンシップ 認可時記載なし</p> <p>「授業実践リーダーコース」 ○メンタリング実習 (1)大学でのオリエンテーション ・スーパーバイザーが担当する。(10月初旬) (2)教育研修所でのオリエンテーション ・メンターが担当する。 ・兵庫県立教育研修所におけるメンタリング実習の説明と実習内容の指導を受ける。 ・兵庫県立教育研修所等で実施される教員研修の概要を学ぶ。</p> <p>○教育実践研究開発プロジェクト実習 (1)大学でのオリエンテーション(4月中) ・教育実践研究開発プロジェクト実習の概要を学ぶ。 ・連携協力校の研究プロジェクトの内容を学ぶ。 ・大学でのオリエンテーション(事前指導)はスーパーバイザーとアカデミックアドバイザーが担当する。 ・スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーは、実習生との事前準備(指導内容:実習生の個別実習計画の作成、実習目標、実習計画等の作成)に当たる。 ・スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーと実習生とがメンターを訪問し、実習内容について協議し、実習についてメンターの了承を得る。</p> <p>○教育実践改善研究実習 (1)大学でのオリエンテーション ・教育実践改善研究実習の概要を学ぶ。 ・連携協力校教員との信頼関係を構築しながら、実践改善に有効な研究成果をあげるため、理論と実践の結合を図る。 ・教育実践改善研究のための基礎的な方法・技術を修得するため、幾つかの典型的な研究法及びレポート作成法をワークショップ等で実践的に学ぶ。</p> <p>「心の教育実践コース」 ○心の教育実践研究Ⅰ(学校における「心の教育」の実際) 認可時記載なし ○心の教育実践研究Ⅱ(アクション・リサーチ) 認可時記載なし ○心の教育実践教育Ⅲ(ケースカンファレンス) 認可時記載なし</p> <p>「小学校教員養成特別コース」 ○実地研究Ⅰ(基本実習) 9月に、大学でのオリエンテーションと実習校での事前指導を実施する。その際、大学の実習指導教員(スーパーバイザー)及び実習校の実習指導教員(メンター)と学生とが協議を行い、個別実習計画を作成する。 ○実地研究Ⅱ(発展実習) 9月に、実地研究Ⅰに関する大学でのオリエンテーションとあわせて実地研究Ⅱのオリエンテーションも行い、実習校での事前指導も実地研究Ⅰにあわせて同時に実施する。その際、大学の実習指導教員(スーパーバイザー)及び実習校の実習指導教員(メンター)と学生とが協議を行い、実地研究Ⅰとあわせて実地研究Ⅱについての個別実習計画を作成する。 ○インターンシップ 4月に大学でのオリエンテーションと実習校での事前指導を実施する。その際、学生は2年次の「実地研究リフレクションセミナー」で得た成果と課題に基づいて、実習校の実習指導教員(メンター)や大学の実習指導教員(スーパーバイザー)と協議しながら期間中の個別実習計画を作成する。</p> <p>(c) 実習指導体制と方法</p> <p>・実習計画全体が掌握できる年間スケジュール</p> <p>・巡回指導計画、各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法</p> <p>「学校経営コース」 ○学校経営専門職インターンシップ、教育行政専門職インターンシップ ・インターンシップ担当の実務家教員(スーパーバイザー)が全体の指導計画を作成し、大学教員(アカデミック・アドバイザー)とともに、定期的に訪問し、指導教員と協議し、実習生を指導する。</p> <p>「授業実践リーダーコース」 ○メンタリング実習 ・アカデミックアドバイザー(授業実践リーダーコース専任教員)が訪問指導に当たる。 ・日々の実習指導補助者としての実習について、アカデミックアドバイザーの指導や助言を受ける。</p> <p>○教育実践研究開発プロジェクト実習 ・スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーが連携協力校を定期的(4回程度)に訪問し、研究開発プロジェクトの展開過程における諸課題について、下記のことを視点として実習生及びメンター(連携協力校の教職員等)と共同で研究推進にあたる。 i 連携協力校での教育実践研究開発の研究課題や研究仮説の設定 ii 研究計画の策定、研究推進の方略や具体的研究活動の展開 iii 諸成果の取りまとめ、発表、総括等</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。 なお、認可時に記載のなかった実習のオリエンテーションについては、以下のとおり実施する。</p> <p>「学校経営コース」 ○学校経営専門職インターンシップ ○教育行政専門職インターンシップ ・各科目とも、入学時にスーパーバイザーを中心に担当教員全員で実習の目的と内容、手続きについて詳細に説明を行う。(2時間程度) ・各年度当初に実習担当教員が現任校及び所轄の教育委員会に実習内容等の説明を行う。 ・実習前には、学生が個別の実習計画を作成し、計画に対して指導助言を行う。(数回)</p> <p>「心の教育実践コース」 ○心の教育実践研究Ⅰ(学校における「心の教育」の実際) ○心の教育実践研究Ⅱ(アクション・リサーチ) ○心の教育実践教育Ⅲ(ケースカンファレンス) ・各科目とも、入学時にコース別のオリエンテーションで、実習の手引きを使用して実習全体の流れの説明を行う。(2時間程度) ・さらに実習前には、詳細な説明及び事前指導を行う。(2時間程度) ・実習校においても、実習校のメンターとスーパーバイザーが事前指導を行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・「各コースの履修モデル」参照(添付資料17)</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>○教育実践改善研究実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーが実習校を定期的（4回程度）に訪問し、研究開発プロジェクトの展開過程における諸課題について、下記のことを視点として実習生に対してメンターと協力して指導・助言を行う。 <ol style="list-style-type: none"> Ⅰ 連携協力校での教育実践研究開発の研究課題や研究仮説の設定 Ⅱ 研究計画の策定、研究推進の方略や具体的研究活動の展開 Ⅲ 諸成果の取りまとめ、発表、総括等 <p>「心の教育実践コース」</p> <p>○心の教育実地研究Ⅰ（学校における「心の教育」の実際）、心の教育実地研究Ⅱ（アクション・リサーチ）、心の教育実地教育Ⅲ（ケースカンファレンス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習担当主任教員とアカデミック・アドバイザーは、定期的に実施校を訪問し、実習校指導教員と協議し、実習生を指導する。 <p>「小学校教員養成特別コース」</p> <p>○実地研究Ⅰ（基本実習）、実地研究Ⅱ（発展実習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の実習指導教員は、実習校へ2週間に1度訪問指導を行う。訪問指導では、学生の授業や実践の観察を行った後、実習校の実習指導教諭、大学の実習指導教員、実習生の3者によるチーム・コンサルテーションを実施する。 <p>○インターンシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の実習指導教員は、学生が提出した個別実習計画に基づき適宜訪問指導を行う。訪問指導では、学生の授業や実践の観察を行った後、実習校の実習指導教諭、大学の実習指導教員、実習生の3者によるチーム・コンサルテーションを実施する。 <p>・ 各班のスケジュール表</p> <p>・ 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等</p> <p>「学校経営コース」</p> <p>○学校経営専門職インターンシップ、教育行政専門職インターンシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別計画、日誌、シャドウイング記録、自己評価表 <p>「授業実践リーダーコース」</p> <p>○メンタリング実習、教育実践研究開発プロジェクト実習、教育実践改善研究実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習記録・レポート等 <p>「心の教育実践コース」</p> <p>○心の教育実地研究Ⅰ（学校における「心の教育」の実際）、心の教育実地研究Ⅱ（アクション・リサーチ）、心の教育実地教育Ⅲ（ケースカンファレンス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別計画、実習日誌、実習後のレポート <p>「小学校教員養成特別コース」</p> <p>○実地研究Ⅰ（基本実習）、実地研究Ⅱ（発展実習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習記録 <p>○インターンシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習記録、総括レポート 	<p>○実習計画に基づき、今後調整を行う。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>
<p>(d) 施設との連携体制と方法</p> <p>・ 施設との連携の具体的方法、内容</p> <p>実習担当の実務家教員（スーパーバイザー）は、大学教員（アカデミックアドバイザー）と実習校の指導教員（メンター）と綿密に連携し、各コースの実習基本方針のもとに各学生ごとの個別の指導計画を作成する。各学生の個別指導計画の作成に当たって、本学では実習校（連携協力校）が取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査し、実習生の教育研究課題とマッチングさせることで、大学と実習校の双方にメリットのあるシステムを構築しており、このシステムを活用して有効な指導計画とする。</p> <p>・ 相互の指導者の連絡会議設置の予定等</p> <p>連携協力校における実習を円滑に実施するため、本学では教職大学院の運営組織の中に「連携協力校連絡協議会」を設置することとしている。すべての連携協力校を対象とした研究会等の事業についても企画する場合、教育現場サイドの意見を聴く場としても機能をもたせることとしている。なお、この協議会は、年間2～3回程度の開催を予定している。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間2～3回程度開催 <p>・ 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営組織に関する規程【抜粋】</p> <p>（連携協力校連絡協議会）</p> <p>第6条 連携協力校連絡協議会（以下「協議会」という。）は、教育実践高度化専攻に係る実習計画（実習校の選定を含む。）について協議を行うとともに、連携協力校からの要望をとりまとめ連携協力校を対象とした事業（研究会等）の企画を行う。</p> <p>2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 副学長 (2) 専攻長 (3) 教育実践高度化専攻の各コース長 (4) 教育実践コラボレーションセンター長 (5) 教育実践高度化専攻の各コースの実習担当教員 (6) 教育委員会関係者 若干人 (7) 連携協力校関係者 若干人 <p>3 前項第6号及び第7号に規定する委員の任期等は、学長が別に定める。</p> <p>4 前項の規定による委員は、再任されることができる。</p> <p>5 協議会に議長を置き、議長は、第2項第2号に規定する専攻長をもって充てる。</p> <p>6 議長は、協議会を招集し、これを主宰する。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>・大学と実習施設との緊急連絡体制</p> <p>実習をより円滑に行うには、大学サイドでは実習担当の教員をはじめとして、教職大学院全体の視点から連携協力校との連携をより密にすることが必要であり、平成19年4月に教育実践コラボレーションセンターを設置し、連携協力校との窓口とすることとした。</p> <p>・各施設での指導者の配置状況</p> <p>実習生数に応じて、1～4人を配置。</p> <p>・実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等</p> <p>○事前指導の実施 各学生の個別の指導計画は、スーパーバイザー（本学の実務家教員）、アカデミックアドバイザー（大学教員）及びメンター（連携協力校の実習指導教員）が中心となり、学生の状況を踏まえて作成するが、実習の開始前にオリエンテーションを実施し、実習の目的、内容及び実習校での活動の留意点等について説明を行う。オリエンテーションは、スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーが担当するが、必要に応じて実習校のメンターも行うこととし、実習が円滑に行われるよう十分な配慮を行う。</p> <p>○実習期間中の指導 実習生の実習期間中、大学の各コース専任教員（スーパーバイザー、アカデミックアドバイザー）が原則として4回（実習開始時1回、実習期間中2回、実習終了時1回）訪問指導を行う。この訪問指導は、実習プロジェクトの課題及び内容が円滑かつ適切に実施されているかについて、実習生と実習校の指導教員（メンター）に確認し、指導することを主な目的としている。なお、「授業実践リーダーコース」のうち遠隔地から来ている現職教員学生の指導については、専任教員による訪問指導の外に、当該地域に非常勤講師を配置し、専任教員と連携して現任校での実習指導を行うこととする。この場合、非常勤講師は、実習科目と関係の深い専門科目の授業に参加し、学生の研究課題を十分に把握した上で実習指導を行うこととする。</p> <p>○事後指導の実施 実習の終了後、実習生は連携協力校や大学等が行う実習成果発表会に参加し、実習の反省と実習成果の発表を行う。 これらの事後指導は、スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーが担当する。 以上のとおり、本学教職大学院の実習の指導については、実習校との連携をしながら、その効果が十分発揮できるよう指導方針を定め、実習科目別及び各学生別の指導体制をとってきており、学生にその内容等を徹底させるため、「実習の手引」を作成することとしている。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>
<p>・施設側の指導者、実習施設当たり学生数</p> <p>・実習施設との協定内容</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・「連携協力校等の指導者一覧」参照（添付資料18）</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・兵庫教育大学大学院の連携協力校に関する協定書参照（添付資料19）</p>
<p>(e) 単位認定等評価方法</p> <p>・各施設での学生の評価方法、各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携、大学における単位認定方法</p> <p>「学校経営コース」</p> <p>○学校経営専門職インターンシップ</p> <p>(1) 評価者 次の3者の評価を総合し、3者の協議によって決定 ・指導教員（メンター） ・大学のスーパーバイザー（責任者） ・大学の指導教員（アカデミック・アドバイザー）</p> <p>(2) 評価の資料 1) 活動状況や成果・成長についての3者の評価 次のような事項を観点例として、指導教員（メンター）と大学のスーパーバイザーが所見を記す。 ・インターンの活動状況 ・インターンシップ中に発揮された意欲や能力 ・学校経営専門職としての適性と能力 ・実習校への貢献度 など 2) 個別計画、日誌、シャドウイング記録、自己評価表の記述内容、およびセミナーにおける貢献度</p> <p>(3) 1)と2)を総合して、A(90点～100点)、B(80点～89点)、C(70点～79点)、D(60点～69点)、F(59点以下)の5段階で評定し、AからDまでを合格、Fを不合格とする。</p> <p>(4) 評価結果および自己評価表をもとに、インターンと指導教員（メンター）（および大学のスーパーバイザーと指導教員）が面談し、成果と課題を確認し、インターンの更なる成長が図られる。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p>

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>○教育行政専門職インターンシップ</p> <p>(1) 評価者 次の3者の評価を総合し、3者の協議によって決定 ・指導教員（課長、主幹など） ・大学のスーパーバイザー ・大学の指導教員（アカデミック・アドバイザー）</p> <p>(2) 評価の資料 1) 活動状況や成果・成長についての3者の評価 次のような事項を観点例として、指導教員（メンター）と大学のスーパーバイザーが所見を記す。 ・インターンの活動状況 ・インターンシップ中に発揮された意欲や能力 ・教育行政専門職としての適性と能力 ・教育委員会等への貢献度 など 2) 個別計画、日誌、シャドウイング記録、自己評価表の記述内容、およびセミナーにおける貢献度</p> <p>(3) 1)と2)を総合して、A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)の5段階で評定し、AからDまでを合格、Fを不合格とする。</p> <p>(4) 評価結果および自己評価表をもとに、インターンと指導教員（メンター）（および大学のスーパーバイザーと指導教員）が面談し、成果と課題を確認し、インターンの更なる成長が図られる。</p> <p>「授業実践リーダーコース」</p> <p>○メンタリング実習 ①スーパーバイザー、アカデミックアドバイザーとメンターが緊密に連携し、実習内容に基づいたメンタリング実習の評価目標・評価内容・評価観点について協議し、評価項目を策定する。 ②メンター（実習校の配属学級・配属教科教員）による実習指導補助者としての実習参加の意欲・態度、メンティー（学部実習生）の理解及び課題への対応等についての評価をする。 メンター（兵庫県立教育研修所の研修担当者）による実習参加の意欲・態度、メンティー（研修生）の研修参加の意欲・態度等についての評価をする。 ③スーパーバイザー及びアカデミックアドバイザーが実習記録・レポート等によって実習成果の評価をする。 上記①～③の総合評価をする。 評価は、A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)の5段階とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。</p> <p>○教育実践研究開発プロジェクト実習 ①メンター及びスーパーバイザー、アカデミックアドバイザーによる実習参加の意欲・態度及び実習成果等についての評価。 ②スーパーバイザー、アカデミックアドバイザーによる実習記録・レポート等の実習成果の評価。 上記の2つの評価をもとに総合評価をする。 評価は、A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)の5段階とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。</p> <p>○教育実践改善研究実習 ①メンター及びスーパーバイザー、アカデミックアドバイザーによる実習参加の意欲・態度についての評価 ②スーパーバイザー及びアカデミックアドバイザーによる実習記録レポート等の実習成果の評価 上記の2つの評価をもとに総合評価をする。 評価は、A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)の5段階とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。</p> <p>「心の教育実践コース」</p> <p>○心の教育実地研究Ⅰ（学校における「心の教育」の実際） 実習校の担当教員による、実習態度、実習の成果等についての報告に基づき、実習前の個別計画、実習後の報告・レポートの評価を大学教員が行い、これらをAからFの5段階で総合的に評価する。A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。 (1) 次の項目ごとに5段階で評定し、所見を記述する（50%） ・ 実習の活動状況 ・ 実習校の指導教員が見た実習の成果 ・ 実習校への貢献度 ・ 大学の指導教員が見た実習の成果 ・ 特筆すべき顕著な成果や成長 (2) 個別計画（10%） (3) 実習日誌（10%） (4) 実習後のレポート（30%）</p> <p>○心の教育実地研究Ⅱ（アクション・リサーチ） 実習校の担当教員による、実習態度、実習の成果等についての報告に基づき、実習前の個別計画、実習後の報告・レポートの評価を大学教員が行い、これらをAからFの5段階で総合的に評価する。A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。 (1) 次の項目ごとに5段階で評定し、所見を記述する（50%） ・ 実習の活動状況 ・ 実習校の指導教員が見た実習の成果 ・ 実習校への貢献度 ・ 大学の指導教員が見た実習の成果 ・ 特筆すべき顕著な成果や成長 (2) 個別計画（10%） (3) 実習日誌（10%） (4) 実習後のレポート（30%）</p>	

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>○心の教育実地教育Ⅲ（ケースカンファレンス） 実習先の適応指導教室および実習校の担当教員による実習態度および実習成果等の報告に基づき、実習後の報告・レポートの評価を大学教員が行い、これらをAからFの5段階で総合的に評価する。A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。 (1) 次の項目ごとに5段階で評定し、所見を記述する（50%） ・ 実習の活動状況 ・ 実習先の適応指導教室および実習校の指導教員が見た実習の成果 ・ 実習先の適応指導教室および実習校の貢献度 ・ 大学の指導教員が見た実習の成果 ・ 特筆すべき顕著な成果や成長 (2) 個別計画（10%） (3) 実習日誌（10%） (4) 実習後のレポート（30%）</p> <p>「小学校教員養成特別コース」</p> <p>○実地研究Ⅰ（基本実習） 実習日誌は毎日記入し、実習校の実習指導教諭へ提出すること。実習終了後1週間以内に大学へ実習記録を提出すること。 実習生の成績評価は、7つの評価観点に基づいて実習校の実習指導教諭（70%）と大学の実習指導教員（30%）が共同で行う。評定は、以下の観点について、A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)の5段階とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。 (1) 教職意識 (2) 児童理解力 (3) コミュニケーション力 (4) 計画力・教材研究力 (5) 学習指導力 (6) 評価力 (7) 実習記録</p> <p>○実地研究Ⅱ（発展実習）（240時間/12~3月） 実習日誌は毎日記入し、実習校の実習指導教諭へ提出すること。実習終了後1週間以内に大学へ実習記録を提出すること。 実習生の成績評価は、11の評価観点に基づいて実習校の実習指導教諭（70%）と大学の実習指導教員（30%）が共同で行う。評定は、以下の観点について、A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)の5段階とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。 (1) 教職意識 (2) 児童理解力 (3) コミュニケーション力 (4) 計画力・教材研究力 (5) 学習指導力 (6) 評価力 (7) 学級経営力 (8) 生徒指導力 (9) 自己改善力 (10) 連携・協働 (11) 実習記録</p> <p>○インターンシップ（60時間/通年） 実習日誌は活動後毎回記入し、実習校の実習指導教諭へ提出すること。実施期間終了後1週間以内に大学へ実習記録を提出すること。 実習生の成績評価は、7つの評価観点に基づいて実習校の実習指導教諭（70%）と大学の実習指導教員（30%）が共同で行う。評定は、以下の観点について、A(90点-100点)、B(80点-89点)、C(70点-79点)、D(60点-69点)、F(59点以下)の5段階とし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。 (1) 実習態度 (2) 個別実習計画 (3) 実習生の実習成果 (4) 実習校への貢献度 (5) 小学校教員としての成長度 (6) 実習記録 (7) 総括レポート</p>	

⑩ 教育委員会等と調整した連携協力内容

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 養成する人材像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする学生層(現職教員学生と学部新卒者)と規模 入学定員100人のうち、現職教員とその他の学生の比率はこれまでの大学院入学者実績を踏まえ、現職教員50人、学部新卒者・社会人等50人と見込んでいる。 ・教育委員会から推薦を受ける現職教員の派遣要件 教職歴3年以上で、各都道府県からの派遣同意書を有する者又は各都道府県の同意のもとに大学院の修学休業制度を利用して入学する者としている。 <p>(b) 教育課程・教育方法について</p> <p>本学の教職大学院の設置準備に当たり、学内での検討と合わせて教育委員会関係者、学校関係者の意見・ニーズ等を踏まえ計画してきた。</p> <p>①実践的指導力を育成する体系的で効果的なカリキュラム編成</p> <p>共通科目においては、理論的内容と事例研究との実践的内容を統合した科目を設定している。 専門科目においては、学生の学校現場における今日的課題を設定し、その解決に向けた研究がより深められるようにした。 専門科目と実習科目との関連を重視し、専門科目の内容も実習へとつながっていくよう設定した。 また、実習科目については、各コース毎の特色はあるが、長期間にわたるインターンシップ制の導入や実践的スキルの向上をめざすもの、教科指導以外に特別活動や生徒指導担任業務を行うなど、総合的、体系的に実践的指導力が身に付くよう工夫を行った。</p> <p>②実践的で新しい教育方法の開発・導入の方策</p> <p>共通基礎科目を現職教員向けと学部卒業者向けの2つを用意し、グループディスカッションや学生相互が多様な事例研究ができるよう少人数教育とした。 また、専門科目については、研究者教員と実務家教員及び学校現場の実践事例の報告や提案をってもらう教育現場教員の三者がチームティーチング方式で授業を進めることを基本とし、教育方法についても事例研究、ワークショップ、ロールプレイング等を探り入れ、より実践的な授業として組み立てることとしている。 実習科目においても、一人の実習生に対し、メンター(実習校の指導教員)、スーパーバイザー(大学の実務家教員)、アカデミックアドバイザー(大学の研究者教員)を配置しそれぞれの立場から総合的に指導を行うこととしている。 以上のように、教育方法については従来の大学院教育と全く異なった方式を採用し、学生の実践的指導力の向上を図ることとしており、これらの新しい教育方法は、教育現場の協力により成り立つものである。</p> <p>③デマンド・サイドの意見・ニーズが反映される教育課程等の改善のシステム</p> <p>教育課程の編成の工夫、実践的指導力を身に付けるための指導科目の設定及び新しい教育方法等の開発・導入等の取組を行ってきたが、これらは、本学関係者と学校現場関係者との協働作業により行ったものである。今後これらの運営について、広範囲にわたって学校現場や教育行政関係者から意見を聴く場として「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム推進協議会」等を設置し、手直しや改善が必要な場合は、教職大学院の運営組織である「授業改善・FD委員会」等において検討を行うこととする。 また、特に実習について連携協力校との対応については、教育実践コラボレーションセンターが窓口となり、その調整を行うこととする。</p> <p>(c) 履修形態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職教員学生が職務に従事しながら履修する場合における昼夜開講制等の配慮・工夫の方策 「授業実践リーダーコース」と「心の教育実践コース」については昼夜開講制として昼間に学校等に勤務している現職教員を、夜間クラスに受け入れることとしている。夜間クラスの現職教員は一部を除き実習科目を免除することのできる制度を導入することとしており、2年間の修業年限で修了することは可能としている。 しかしながら、学校勤務の都合上、2年間の学習で修了することが困難と思われる者については、本人の申し出により長期履修学生制度を活用して修業年限を3年とすることも可能とする。 また、夜間クラス学生の日常の指導において、十分でないと判断される場合は、土曜日、日曜日での指導や夏季休暇等を利用して指導を行うこととする。 <p>(d) 教員組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等の教育センターの専門的職員の活用・協力 兵庫県立教育研修所に「授業実践リーダーコース」の実習科目「メンタリング実習」の一部を依頼することとしている。この実習は、教育研修所の業務である教員研修において指導に当たる指導主事等の指導内容や方法を観察し、メンタリングの内容や方法等について学ぶものである。 この他に「心の教育実践コース」においては、教育研修所の指導主事に生徒指導等の分野に事例発表等の形で授業に参画してもらうことも計画している。 	<p>・平成20年度入学者は現職教員39人、その他の学生46人の合計85人であった。</p> <p>・教職歴3年以上で、各都道府県からの派遣同意書を有する者又は各都道府県の同意のもとに大学院の修学休業制度を利用する者の計29人が入学した。そのうち、学校経営コースの12人、授業実践リーダーコースの11人、心の教育実践コースの5人は各都道府県から(選考を経て)指名されて派遣された者である。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・定期開催される「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム推進協議会」、「授業改善・FD委員会」、「連携協力校連絡協議会」、そして「外部評価委員会」においてデマンドサイドの意見・ニーズを把握している。 また、教育実践コラボレーションセンターのコーディネーターは教育委員会や連携協力校の訪問等を通じて指導主事や校長から要望等を把握している。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。 ・平成20年度の神戸サテライト(夜間クラス)入学状況 授業実践リーダーコース 4名 心の教育実践コース 4名</p> <p>○認可時の計画どおり履行。さらに、学校経営コースの専門科目等において兵庫県や神戸市の教育研修所・センターの指導主事等を授業に活用している。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>(e) 連携協力校等の確保について</p> <p>・毎年度継続して連携協力校等を確保できる方策</p> <p>連携協力校の年間での必要見込数は、現職教員学生を除くその他の学生約100人に対し、小・中学校合わせて40校、適応指導教室10ヶ所としている。これに対し、本学は現在203校の連携協力校を確保している。これは、上述のとおり、実習で派遣する学生の研究テーマと連携協力校の取り組んでいる研究テーマ等とのマッチングを行うためのものであり、実習の効果をより上げるための方策である。</p> <p>以上のとおり、当面は、これまで確保した連携協力校において、継続的に実習を行うことが可能であると考えている。</p> <p>(f) 実習先について</p> <p>①設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえた、実習校の学校種、規模(生徒数、教員数)、立地条件(都市、地方など)に応じた実習先の確保</p> <p>兵庫県内の21の市・町にわたって連携協力校を設定している。連携協力校の立地条件として、神戸市、尼崎市、芦屋市、西宮市、明石市等の人口が密集している都市部に設置している学校、本学の設置されている加東市や近隣の小野市、西脇市、加西市等の北播磨の田園都市に設置している学校等立地条件に多様性がある。また、学校種は、公立小・中学校が中心であるが、一部幼稚園や特別支援学校も含まれている。</p> <p>これは、実習生の研究テーマにより、フィールドとして必要とされる場合のために確保している。また、「心の教育実践コース」では、公立小・中学校以外に不登校児童・生徒のために設置されている「適応指導教室」において、実習を行うことが効果的であるとの考えから、同施設を確保している。</p> <p>なお、学校規模については、大規模校から複式学級を採り入れている小規模校まで多様性あるものを確保している。</p> <p>②学生層(現職教員・学部新卒者)に応じた実習校の学校種、実習内容、実施年次の考え方</p> <p>各コース毎に特色ある実習を行うこととしている。実習の内容、時期等の設定に当たっては、コース別の専門科目の履修状況や実習先の教育現場の状況を考慮して、最も効果的な方法を選定した。各コースの実習の概要は次のとおりである。</p> <p>(7)学校経営コースでは、2年次の9月から12月の期間のうち2ヶ月間(8週間)現職教員の現任校又は所属機関(教育委員会)において、「学校経営専門職インターンシップ」又は「教育行政専門職インターンシップ」実習を行うこととする。</p> <p>(4)授業実践リーダーコースでは、1年次において「メンタリング実習」として、6月に本学の附属小・中学校で1週間、10月から11月にかけて兵庫県立教育研修所で1週間それぞれ行う。2年次においては、「教育実践開発プロジェクト実習」を、5月に2週間、10月に2週間それぞれ行う。また、引き続き、「教育実践改善研究実習」を4週間行う。なお、実習校は、現職教員学生は原則として現任校、その他の学生は連携協力校で実施する。</p> <p>また、現職教員は、「メンタリング実習」、「教育実践改善研究実習」については3年以上の教職経験を有する者について実習を免除できる制度を導入する。</p> <p>(9)心の教育実践コースでは、1年次において「心の教育実地研究Ⅰ」として、5月に連携協力校に2回の半日実習、9月に2週間の集中的な実習、引き続いて、10月から12月にかけて8回の半日実習をそれぞれ行う。2年次においては、「心の教育実地研究Ⅱ」を、現任校又は連携協力校で6月に1週間、11月に2週間の集中的な実習を行う。また、「心の教育実地研究Ⅲ」は、10月から翌年の1月にかけて適応指導教室等で毎週半日実習をそれぞれ行う。</p> <p>なお、現職教員は、「心の教育実地研究Ⅰ」については、3年以上の教職経験を有する者について実習を免除できる制度を導入する。</p> <p>(I)小学校教員養成特別コースでは、2年次の10月に教員免許状の取得に必要な実地教育を終了した後、「実地研究Ⅰ」を、11月から12月にかけて4週間、「実地研究Ⅱ」を、翌年1月から3月にかけて8週間、それぞれ連携協力校で行う。「実地研究Ⅰ」及び「実地研究Ⅱ」に並行して週1日は実習を振り返る「実地研究リフレクションセミナー」を大学で行う。また、3年次の4月から翌年2月にかけて、年間60時間の「インターンシップ」を連携協力校で行う。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>○認可時の計画どおり履行。</p>
<p>(g) 教職大学院の管理運営体制</p> <p>①恒常的に教育委員会等デマンド・サイドと密接に連携する方策</p> <p>デマンドサイドがどのような人材を養成することを希望しているか、また、それを実現させるための教育課程、教育方法及び教育現場での実習等について、教育委員会関係者、校長会関係者、学校現場の教員等の意見を聴き、それらを検討に反映させてきた。</p> <p>教職大学院の設置後も、本学ではさらに広範囲にわたり教育委員会関係者や学校現場等の関係者の意見を聴く場として、「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム推進協議会」を設置して、教職大学院を主とする教師教育の在り方について協議し、今後の改善に向けた取組に反映させることとしている。</p> <p>また、教育現場における実習や大学と教育現場と連携した共同研究の推進等の具体的な事項への取組は、本学教職大学院の運営組織の中に「連携協力校連絡協議会」を設置し、実習校の選定、実習計画などについて協議を行うとともに、連携協力校からの要望等の取りまとめや大学と連携協力校との研究会を企画するなど計画している。</p> <p>なお、本学では、これらデマンドサイドとの連携を効果的に実施するため、教育実践コラボレーションセンターを設置しており、当センターが大学と地元教育委員会、連携協力校との仲介的業務を果たすこととしている。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p>

認可時の計画	履行状況
<p>②学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営体制の確立</p> <p>教育委員会等のデマンドサイドからのニーズ、要望等については、上述の「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム推進協議会」や教育実践コラボレーションセンターが窓口となって受け止めることとするが、それを受けて学内では次のように対応する管理運営システムを考えている。</p> <p>本学の教職大学院は、学校教育研究科の一専攻として設置しており、全学的な視点から運営されるが、教職大学院の特性や独自性を十分に発揮できるよう教職大学院の運営組織に関するシステムを構築し、それを規程化している。</p> <p>まず、外部の意見を受けて学内で検討するために、教職大学院の「企画・運営委員会」を設置する。この委員会は、教職大学院の運営全般について企画・立案することとし、専攻長、コース長、教育実践コラボレーションセンター長等で構成する。</p> <p>教職大学院の運営全般について、検討に基づく改善等やデマンドサイドからの意見、要望等を受けた新しい企画について検討し、専攻会議の議を経て関係委員会等への指示等を行うこととする。</p> <p>このほか、外部等の意見を踏まえて、授業等の改善を担当する「授業改善・FD委員会」、教職大学院の入試方法、授業、教育課程、運営方法等の全般にわたり外部評価を行うため、学識経験者、教育委員会関係者等で構成する「外部評価委員会」及び実習や教育現場との共同研究について協議する「連携協力校連絡協議会」を設置しており、学校や社会の変化に迅速に対応し得る管理運営体制を確立している。</p> <p>(h) 連携する教育委員会における教職大学院の研修の位置づけ 認可時記載なし</p> <p>(i) 連携する教育委員会等における修了者の処遇 認可時記載なし</p> <p>(j) その他</p> <p>①FD活動への教育委員会等の協力内容</p> <p>教育委員会や教育現場等の協力内容として、本学の多くの授業科目は実務家教員を含む複数の教員で担当することがあげられる。このため、絶えず授業内容や授業の方法について学内で検討を行い、問題点や課題の修正、改善を行うことが必要である。これらの検討に際しては、学校教育現場の意見を聴くために教育委員会や学校現場からの協力は不可欠である。</p> <p>また、本学では、これまで兵庫県、神戸市等との間で管理職研修を中心として現職教員研修を連携して開発・実施してきている。これは、とりわけ大学教員の教育実践力向上を図るFDの機会となっている。これらのことから、FD活動への教育委員会等の協力は益々重要となってきており、運営組織において万全な連携協力体制を作ることとしている。</p> <p>②自己点検・評価等への取組み</p> <p>自己点検・評価等への取組みの一部として、外部評価システムの確立が上げられる。これは、法令で義務づけられた認証評価に加え、本学独自で外部評価を実施するものであり、本学教職大学院に「外部評価委員会」を設置している。</p> <p>外部評価委員会は、学識経験者、教育委員会関係者、校長会関係者等で構成することとしており、教育委員会や学校現場等の視点から教職大学院の教育研究活動や管理運営全般にわたり評価を受けることとしている。また、本学修了生の追跡調査により、直接、学校や教育委員会関係者による評価を受けることも計画している。</p>	<p>○認可時の計画どおり履行。</p> <p>・学校経営コースでは、教育委員会が指名して派遣しており、教育委員会の人材育成と人事管理に教職大学院が位置づけられている。 しかし、教職大学院修了者は「初任者研修の一部又は全部を免除すること」及び「10年経験者研修などの一部代替」などについてはまだ実現しておらず、地元の兵庫県と神戸市を中心に上記の連携組織等を通じて協議することを計画している。</p> <p>・次の3点についてはまだ実現しておらず、地元の兵庫県と神戸市を中心に上記の連携組織等を通じて協議することを計画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における一定の職務・位置づけ ・給与面の処遇 ・教員採用選考での配慮 <p>・授業改善・FD委員会を中心に企画・実施するFD活動（FDセミナー・授業公開等）に教育委員会の指導主事や学校関係者等を講師等として招くことを計画している。</p> <p>・すでに外部評価委員会を立ち上げており、今年度本学が設定する重点項目について、自己点検・評価を行い、外部評価を実施することを計画している。</p>

⑰ その他

当該年度の状況	対応状況
<p>(a) 当該年度の受入学生数が入学定員を著しく下回っている(0.5倍未満) 場合</p> <p>【観点】 受入学生数が入学定員を著しく下回っている点を踏まえ、今後の学生募集方法等の改善方策について説明すること(今年度の入試が実施済の場合は、その状況も付記すること)</p>	<p>該当なし</p>
<p>(b) 当該年度の受入学生数がコース毎の募集人員を著しく下回っている(0.5倍未満) 場合</p> <p>【観点】 受入学生数が募集人員を著しく下回っている点を踏まえ、今後の学生募集方法等の改善方策について説明すること(今年度の入試が実施済の場合は、その状況も付記すること)</p>	<p>該当なし</p>
<p>(c) 未開講科目数が多い(5科目以上) 場合</p> <p>【観点】 未開講科目が多い点を踏まえ、当初の設置構想に照らし、教育課程が適切に運営されているかについて説明すること。また、履修指導への配慮等を含む改善のための具体的方策についても説明すること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>(d) 当該専攻の入学定員超過率が1.2倍を超えている場合</p> <p>【観点】 入学定員を著しく超過している点を踏まえ、授業の方法(少人数教育等への配慮)、学生の学習環境(自習室の確保等)について、十分な教育効果をあげることができるよう適切に配慮されているかについて説明すること。</p>	<p>該当なし</p>